

蟹江町地域防災計画

—地震・津波災害対策計画—

(令和8年2月修正)

蟹江町防災会議

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	3
第2章 本町の特質と災害要因.....	4
第1節 本町の自然的条件・社会的条件.....	4
第2節 本町における既往の地震とその被害.....	4
第3節 社会的災害要因.....	5
第3章 被害想定及び減災効果.....	7
第1節 基本的な考え方.....	7
第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果.....	7
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項.....	10
第1節 防災の基本理念.....	10
第2節 重点を置くべき事項.....	11
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	13
第1節 実施責任.....	13
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	14
第2編 災害予防	27
第1章 防災協働社会の形成推進.....	27
第1節 防災協働社会の形成推進.....	28
第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携.....	29
第3節 企業防災の促進.....	32
第2章 建築物等の安全化.....	34
第1節 建築物の耐震推進.....	34
第2節 交通関係施設等の整備.....	37
第3節 ライフライン関係施設等の整備.....	40
第4節 文化財の保護.....	44
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	45
第3章 都市の防災性の向上.....	47
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定.....	47
第2節 防災上重要な都市施設の整備.....	48
第3節 建築物の不燃化の促進.....	48
第4節 市街地の面的な整備・改善.....	49
第4章 液状化対策.....	50
第1節 土地利用の適正誘導.....	50
第2節 液状化対策の推進.....	50
第3節 被災宅地危険度判定の体制整備.....	51

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	52
第6章 避難行動の促進対策	60
第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	60
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	61
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	62
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	63
第5節 避難に関する意識啓発	64
第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	66
第1節 避難所の指定・整備等	67
第2節 要配慮者支援対策	69
第3節 帰宅困難者対策	73
第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	75
第1節 火災予防対策に関する指導	75
第2節 消防力の整備強化	76
第3節 危険物施設防災計画	77
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	77
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	78
第9章 津波等予防対策	80
第1節 浸水・津波対策に係る地域の指定等	80
第2節 津波防災体制の充実	81
第3節 津波防災知識の普及	83
第4節 津波等防災事業の推進	84
第10章 広域応援・受援体制の整備	86
第1節 広域応援・受援体制の整備	86
第2節 広域応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	89
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	90
第4節 防災活動拠点の確保等	90
第11章 防災訓練及び防災意識の向上	92
第1節 防災訓練の実施	93
第2節 防災のための意識啓発・広報	95
第3節 防災のための教育	97
第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	98
第12章 震災に関する調査研究の推進	100
第3編 災害応急対策	102
第1章 活動態勢（組織の動員配備）	102
第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営	103
第2節 部別の所掌分掌	106
第3節 職員の非常配備	108
第4節 町本部が設置される以前の活動	110

第5節	職員の派遣要請	114
第6節	災害救助法の適用	115
第2章	避難行動	118
第1節	津波警報等の伝達	119
第2節	避難情報	121
第3節	住民等の避難誘導等	123
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	125
第1節	被害状況等の収集・伝達	126
第2節	通信手段の確保	128
第3節	広報	131
第4章	応援協力・派遣要請	134
第1節	応援協力	135
第2節	応援部隊等による広域応援等	136
第3節	自衛隊の災害派遣	137
第4節	ボランティアの受入	142
第5節	防災活動拠点の確保等	144
第6節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	148
第5章	救出・救助対策	149
第1節	救出・救助活動	150
第2節	航空機の活用	151
第6章	消防活動・危険性物質対策	153
第1節	消防活動	154
第2節	危険物施設対策計画	156
第3節	高圧ガス大量貯蔵所対策計画	157
第4節	毒物劇物取扱施設対策計画	158
第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	159
第1節	医療救護	160
第2節	防疫・保健衛生	162
第8章	交通の確保・緊急輸送対策	166
第1節	道路交通規制等	167
第2節	道路施設対策	170
第3節	鉄道施設対策	171
第4節	緊急輸送手段の確保	172
第9章	浸水・津波対策	173
第1節	浸水対策	173
第2節	堤防の破堤による浸水対策	174
第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	175
第1節	避難所の開設・運営	176
第2節	要配慮者支援対策	180

第3節 帰宅困難者対策	181
第11章 水・食品・生活必需品等の供給	182
第1節 給水	182
第2節 食品の供給	184
第3節 生活必需品の供給	186
第12章 環境汚染防止及び地域安全対策	187
第1節 環境汚染防止対策	187
第2節 地域安全対策	188
第13章 遺体の取扱い	189
第1節 遺体の捜索	189
第2節 遺体の処理	190
第3節 遺体の埋火葬	191
第14章 ライフライン施設等の応急対策	193
第1節 電力施設対策	195
第2節 ガス施設対策	196
第3節 上水道施設対策	198
第4節 工業用水道施設対策	199
第5節 下水道施設対策	199
第6節 通信施設の応急措置	200
第7節 郵便業務の応急措置	200
第8節 ライフライン施設の応急復旧	201
第15章 住宅対策	202
第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	203
第2節 被災住宅等の調査	204
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	204
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	205
第5節 住宅の応急修理	207
第6節 障害物の除去	207
第16章 学校における対策	209
第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	209
第2節 教育施設及び教職員の確保	210
第3節 応急な教育活動についての広報	211
第4節 教科書・学用品等の給与	211
第4編 災害復旧・復興	213
第1章 復興体制	213
第1節 復興計画等の策定	213
第2節 職員の派遣要請	213
第2章 公共施設等災害復旧対策	215
第1節 公共施設災害復旧事業	215

第2節	激甚災害の指定	217
第3節	暴力団等への対策	218
第3章	災害廃棄物等処理対策.....	219
第1節	災害廃棄物等処理対策	219
第4章	震災復興都市計画の決定手続き	221
第1節	第一次建築制限	221
第2節	第二次建築制限	221
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	222
第5章	被災者等の生活再建等の支援.....	223
第1節	罹災証明書の交付	223
第2節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	224
第3節	被災者への支援金等の支給、税の減免等	224
第4節	住宅等対策	227
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	228
第1節	商工業の再建支援	228
第2節	農林水産業の再建支援	228
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	229
1.	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応.....	229
2.	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応.....	229
3.	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応.....	232
別紙「東海地震に関する事前対策」		

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画-地震・津波災害対策計画-

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、蟹江町防災会議が町の地域に係る防災計画として作成する「蟹江町地域防災計画」の「地震・津波災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 住民の生命、身体及び財産を守るため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 蟹江町防災会議は、毎年、蟹江町地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 地震防災強化計画

町は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されたことにより、

- ①地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- ②東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ③東海地震に係る防災訓練に関する事項
- ④東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されたことにより、

- ①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

- ②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - ③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
 - ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
 - ⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

4 蟹江町国土強靱化地域計画との関係

蟹江町国土強靱化地域計画は、蟹江町総合計画とならび蟹江町地域防災計画を含めた他計画の上位計画に位置付けられる「アンブレラ計画」としての性格を有する。

このため、本計画は蟹江町国土強靱化地域計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 町民の生命を最大限守る
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する
- (3) 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする

5 他の計画との関係

- (1) 国の定める「防災基本計画」及び「防災業務計画」、県の定める「愛知県地域防災計画」と十分な整合を図るものとする。
- (2) この計画は、防災に関する総合的な計画であり、「蟹江町国土強靱化地域計画」「蟹江町総合計画」などの他の計画との整合性については、十分に配慮するものとする。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び「海部地区水防事務組合水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

6 用語

この計画において用いられる用語を次のように定める。

- (1) 「町本部」とは、「蟹江町災害対策本部」をいう。
- (2) 「本部長」とは、法第23条第2項の規定に基づき町長をもってあてる「蟹江町災害対策本部長」をいう。
- (3) 「現地本部」とは、「蟹江町現地災害対策本部」をいう。
- (4) 「警戒本部」とは、「蟹江町地震災害警戒本部」をいう。
- (5) 「警戒班」とは、「蟹江町災害対策警戒班」をいう。
- (6) 「県」とは、「愛知県」をいう。
- (7) 「県本部」とは、「愛知県災害対策本部」をいう。
- (8) 「県計画」とは、「愛知県地域防災計画」をいう。

- (9) 「自主防災会（長）」には、町内会（長）、区会（長）、自治会（長）及び自主防災会（長）等を含めている。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱等
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策等
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等

第2章 本町の特質と災害要因

第1節 本町の自然的条件・社会的条件

1 自然的条件

本町は、濃尾平野の南部、名古屋市の南西に隣接する位置にあり、町域のほとんどが海拔0～1m前後、一部に-1m～-2mの地域が存在する平坦地であり、北部は三角州平野であるが南部は17世紀以降に干拓された地域である。

町内の主な河川は、福田川、蟹江川、日光川、善太川であり、南若しくは南東に流れている。地質的には、南陽層や熱田層と呼ばれる主として軟弱な地盤からなっている。

2 社会的条件

本町は、歴史的に見ると農業地域であったが、JR 関西本線や近畿日本鉄道が通り名古屋市に隣接することから比較的利便性の高い地域であり、近年は名古屋市のベッドタウンとして人口が増加している。

古くからの市街地では、密集した住宅地が形成されているほか、周辺部では大規模な開発による住宅団地が立地している。

第2節 本町における既往の地震とその被害

本町における主な地震災害は以下の通りである。

和銅8年(715)	震源地：三河(34.8° N, 137.4° E)	規模 M= 6.5～7
三河、遠江に地震。三河南東部では、国の正倉47が破壊し、民家の埋没等の被害があった。		
保安5年(1124)	震源地：木曾川下流(35.0° N, 136.8° E)	規模 M= 5～6
尾張海東郡甚目寺町が地震で破壊した。		
明応地震 明応7年(1498)	震源地：東海道沖(34.1° N, 138.2° E)	規模 M= 8.6
東海道地方で激震。愛知県下の被害は不詳。		
天正地震 天正13年(1586)	震源地：岐阜県白山付近(36.0° N, 136.8° E)	規模 M= 7.8
近畿から東海道にかけて大地震。家屋の全半壊400戸、死傷者多数。尾張地方では、真清田神社の楼門、回廊その他社殿が全半壊した。		
宝永地震 宝永4年(1707)	震源地：東南海道沖(33.2° N, 135.9° E)	規模 M= 8.6
強い震域は、関東から九州にわたる広範囲。駿河から四国の太平洋側で震害や津波の被害が大きかったが、山陽や山陰、北陸、信濃地方でも所々で大きな被害があった。		
県下では、渥美半島での被害が最も大きく、多くの人馬が死亡した。尾張では所々民家が倒れたものがあり、地割れして泥水を噴出し田畑をおおったところもあった。本町周辺では、海部郡津島村で家屋全半壊170戸。		
尾張地震 享和2年(1802)	震源地：(35.1° N, 136.8° E)	規模 M= 6
尾張で強震。海東郡下では、地割れして砂を吹き出したところもあった。		
嘉永7年(1854)	震源地：伊賀盆地(34.8° N, 136.2° E)	規模 M= 6.9
伊賀、伊勢、奈良、三河、尾張、近江、山城、摂津、河内、大和に大地震。県下では、尾張・津島で牛頭天王神事のうち大地震が起こり、市中は破損し道路上、船中ともに負傷者が多くでた。		
安政東海地震 安政元年(1854)	震源地：遠州灘東部(34.1° N, 137.8° E)	規模 M= 8.4
遠州灘東部を震源として東海・近畿・四国地方にわたって大地震が発生した。その約32時間後、南海道沖(四国南方海上)を震源として畿内、東海、東山、南海、山陰、山陽地方を震域とする大地震が発生した。これら2つの地震による被害は広範囲にわたり、三河地方一帯では多数の家屋が倒壊し、また三河湾、遠州灘の沿岸に津波が来襲し被害を受けた。本町周辺では、津島で破損した家が多かった。		
西尾地震 文久元年(1861)	震源地：(34.8° N, 137.1° E)	規模 M= 6.0
額田郡40村に大破した家屋あり。		
濃尾大地震 明治24年(1891)	震源地：揖斐川上流域(35.6° N, 136.6° E)	規模 M= 8.0
揖斐川上流を震源地として発生した濃尾地震は、東海・北陸地方・近畿地方東部、とくに美濃西部から尾張北西部にかけて大きな被害を与えた。		
県下の被害は、「愛知県災害史」によると死者2,495人、負傷者6,736人、住家全壊34,494戸、同半壊23,968戸、非住家全壊46,928戸、同半壊21,374戸と記録されている。本町の被害は、住家全壊302戸、同半壊120		

戸、死者21名、負傷者21名であった。被害は当時の戸数の%以上が全半壊の被害を受けており、死傷者も海東郡の10%以上を占めている。

明治27年(1894) 濃尾地震の余震。小被害あり。	震源地：(35.0° N、137.0° E)	規模 M=7.4
明治31年(1898) 濃尾地震の余震。被害軽微。	震源地：県北部(35.3° N、136.7° E)	規模 M=7.4
明治32年(1899) 近畿地方に強い地震があり、県下では尾張南西部で最も強く、本町（海東郡蟹江町）では、醸造中の酢・酒が動揺であふれでた。	震源地：大和南部(34.2° N、136.0° E)	規模 M=7.6
東南海地震 昭和19年(1944) 熊野灘沖を震源地として発生した東南海地震は、東海地方に大きな被害を与えた。 この地震による被害は、愛知・三重・静岡の各県に大きく、「愛知県災害史」によると死者871名、負傷者1,859名、住家全壊13,586戸、同半壊11,854戸、非住家全壊16,686戸、同半壊1,854戸と記録されている。海部郡では、埋め立て地や沖積層で被害があった。弥富町、津島市では旧河川または水田を埋め立てた場所での建物の被害が多かった。堤防の損傷も多く、湿地帯に陥落した場所もあった。	震源地：熊野灘沖(33.7° N、136.2° E)	規模 M=7.9
三河地震 昭和20年(1945) 渥美湾北岸を震源地とした三河地震は、マグニチュード6.8で東南海地震よりは範囲が狭く、被害も三河湾沿岸に限られた局地的地震であった。 県下の被害は、死者2,252人、負傷者3,181人、住家全壊5,233人、住家半壊11,648人、であった。被害は、震源に近い形原町・西浦町・幸田町と西尾・幡豆などの矢作川低地が大きかった。	震源地：渥美湾(34.7° N、137.2° E)	規模 M=6.8
南海道地震 昭和21年(1946) 東北地方南部から九州にわたって、人体に地震動を感じるほどの極めて大規模な地震で広範囲にわたり甚大な被害を生じた。県下の被害は、一宮、津島などの尾張西部地方を中心に被害があり、住家全壊80戸、同半壊123戸、死者10人、負傷者19人であった。本町周辺では、富田町住家全壊11戸、同半壊14戸、死者1人、負傷者1人。	震源地：紀伊半島沖(33.0° N、135.6° E)	規模 M=8.1
昭和46年(1971) 中部、近畿を中心に中規模な地震があり、国鉄や私鉄が約2時間前後不通になったのをはじめ、約42万戸が一時停電したが、家屋の倒壊、人命の損傷など大きな事故はなかった。	震源地：渥美半島沖(34.5° N、137.1° E)	規模 M=6.3
昭和50年(1975) 愛知県内の被害は、負傷者12名。	震源地：愛知・岐阜県境(35.3° N、136.8° E)	規模 M=5.5
平成9年(1997) 愛知県北東部の深さ約40kmで地震が発生。豊橋市で震度5強を記録。愛知県内で負傷者3人。	震源地：(34.9° N、137.5° E)	規模 M=5.8

第3節 社会的災害要因

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

1 人口の増加と建物の過密化

高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化が進み、居住地域自体も拡大している。このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

2 生活様式の変化

電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念

される。

3 自動車、鉄道等の高速交通機関の発達

自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

4 コミュニティ意識の低下

地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

1 東海地震・東南海地震等の被害予測

東海地震の想定震源域の設定から20数年間が経過しており、新たな学術的知見や観測データの蓄積を踏まえ平成13年3月より「東海地震に関する専門調査会」が設置された。

この結果、新たな想定震源域として従来の震源域より最大約50km西へ寄り、面積は約20%拡大している。

	想定東海地震 予知あり・なし	想定東南海地震	想定東海・東南海 地震の連動	養老・桑名・四日 市断層帯
規模	Mw7.96	Mw8.15	Mw8.27	Mw7.4
震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県
震源の深さ	約10km～30km			約5～18km
想定ケース	①冬・早朝5時 ②夏・昼12時 ③冬・夕方18時			
調査項目	地震動、液状化、津波、建物崩壊、火災、交通施設、人的被害ほか			

*Mw：モーメントマグニチュード M：気象庁マグニチュード

2 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測

(1) 調査対象とした地震・津波

ア 過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。

※ 愛知県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものである。

イ 理論上最大モデル

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

※ 愛知県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

(2) 想定した項目等

調査対象とした地震・津波について建物被害、人的被害等の被害量を想定している。

また、想定時間帯については、住民の生活行動が反映できるよう、冬早朝5時、夏昼12時、冬夕方18時を設定して、被害量を想定するとともに、対策を講じることによる減災効果を併せて想定した。

季節・時間帯	想定される被害の特徴
①冬・早朝5時	住民の多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れる。
②夏・昼12時	オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。
③冬・夕方18時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

(3) 想定試算結果

ア 過去地震最大モデル

(7) 建物被害（想定条件：冬・夕方18時，風速5m/s）

全壊・焼失棟数

(棟)

市町村	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
蟹江町	約300	約200	50	*	約50	約600

*：被害わずか

(イ) 人的被害（想定条件：冬・早朝5時，風速5m/s）

死者数

(人)

市町村	建物倒壊等		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
		(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		(うち自力脱出困難)	(うち逃げ遅れ)				
蟹江町	約10	*	20	10	10	*	*	*	約30

*：被害わずか

イ 理論上最大モデル

(7) 建物被害（想定条件：冬・夕方18時，風速5m/s）

全壊・焼失棟数

(棟)

市町村	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
蟹江町	約1,600	約200	1200	*	約600	約3,700

*：被害わずか

(イ) 人的被害（想定条件：冬・早朝5時，風速5m/s）

死者数

(人)

市町村	建物倒壊等		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
		(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		(うち自力脱出困難)	(うち逃げ遅れ)				
蟹江町	約90	約10	600	200	500	*	*	*	約700

*：被害わずか

※「全壊・焼失棟数」及び「死者数」は、下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

- a 5未満 → 「*：被害わずか」
- b 5以上100未満 → 「一の位を四捨五入」
- c 100以上1万未満 → 「十の位を四捨五入」
- d 1万以上 → 「百の位を四捨五入」

3 減災効果

(1) 減災効果の想定で前提とした対策

- 建物の耐震化率100%の達成
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成
- 全員が発災後すぐに避難開始

(2) 減災効果

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。
- 「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定される。

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「だけじゃないらしさあふれる 粋な蟹江」を地域づくりの基本目標に、“やすらぎ”と“げんき”と“ほこり”を高める活動が“ささえあい”ながら展開し、子供から高齢者までの幸せな暮らしや活動の舞台となるまちの実現をめざす本町において、防災とは、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

町、県を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本町の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から住民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 浸水対策の充実に関する事項

堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波等避難計画の作成、緊急避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、町及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援

に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、町と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 町

町は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波、浸水災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、住民の防災事業への関心を喚起し、知識の普及・啓発に努めるとともに、防災に対応できる人づくり、地域づくりへの取組みを住民とともに進める。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波、浸水災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波、浸水災害から保護するため、指定公共機関及びその他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、町長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

また、県、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民・事業者等

災害発生時には、防災関係機関の活動が遅延したり阻害されたりすることが予想され、町民、

事業者等は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに、自主防災組織等により積極的に防災活動を行う。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

機関名	内容
町	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 (6) 避難の指示を行う。 (7) 被災者の救助を行う。 (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 公共土木施設、農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (12) 農作物、家畜及び水産物に対する応急措置を行う。 (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (15) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。 (16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (18) 被災建築物・宅地の危険度判定等活動を行う。 (19) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

2 県

機関名	内容
県	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (4) 地震防災応急対策について、町長に指示し、又は、他の市町村長に応援の

	<p>指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (5) 避難の指示を代行することができる。 (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。 (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。 (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (20) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (23) 町の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。 (24) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (25) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
<p>蟹江警察署</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。 (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む)の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 (9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力をを行う。 (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
--	---

3 指定地方行政機関

機関名	内容
中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。 (5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。
東海財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。 (2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。 (3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。 (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。 (5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。
東海北陸厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集、連絡調整 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
東海農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。 (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指

	<p>導を行う。</p> <p>(4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。</p> <p>(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。</p> <p>(6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。</p> <p>(7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。</p> <p>(8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。</p> <p>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p>
<p>中部経済産業局</p>	<p>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>(2) 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。</p> <p>(3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>(4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。</p> <p>(5) 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う。</p>
<p>中部近畿産業保安監督部</p>	<p>高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</p>
<p>中部運輸局</p>	<p>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>(2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>(3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>(4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>(5) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>(6) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及</p>

	<p>び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>(10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>(11) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</p>
<p>名古屋地方気象台</p>	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
<p>東海総合通信局</p>	<p>(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。</p> <p>(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。</p> <p>(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関するを行う。</p> <p>(5) 非常通信協議会の運営に関するを行う。</p> <p>(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。</p>
<p>愛知労働局</p>	<p>(1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。</p> <p>(2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。</p> <p>(3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。</p> <p>(4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。</p> <p>(5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。</p> <p>(6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。</p> <p>(7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。</p> <p>(8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に</p>

	相当する額)の支給を行う。
中部地方整備局	<p>(1) 災害予防</p> <p>ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。</p> <p>イ 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。</p> <p>ウ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。</p> <p>エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</p> <p>オ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。</p> <p>カ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>ウ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。</p> <p>(3) 応急復旧</p> <p>ア 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。</p> <p>イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。</p> <p>ウ 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。</p> <p>エ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。</p>
中部地方環境事務所	<p>(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。</p> <p>(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。</p>
近畿中部防衛局 東海防衛支局	<p>(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。</p> <p>(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。</p> <p>(3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。</p>
国土地理院中部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間

地方測量部	<p>情報の活用を図る。</p> <p>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>(4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。</p>
--------------	--

4 自衛隊

機関名	内容
自衛隊	<p>(1) 災害派遣の準備</p> <p>ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。</p> <p>イ 災害派遣計画を作成する。</p> <p>ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。</p> <p>(2) 発災後の対処</p> <p>ア 即時救援活動 人命救助を最優先して救援活動を実施する。</p> <p>イ 応急救援活動 方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。</p> <p>ウ 方面隊による本格対処 方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。</p>

5 指定公共機関

機関名	内容
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
独立行政法人水資源機構	愛知用水、豊川用水、木曾川用水、長良導水の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。
独立行政法人地域医療機能推進機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
日本銀行	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措

	<p>置を講じる。</p> <p>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 通貨および金融の調節</p> <p>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 決済システムの安定的な運行に係る措置</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 資金の貸付け</p> <p>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(5) 各措置に関する広報</p> <p>(6) 海外中央銀行等との連絡・調整</p>
<p>日本赤十字社</p>	<p>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p>(2) 避難所の設置に係る支援を行う。</p> <p>(3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>(4) 血液製剤の確保と供給を行う。</p> <p>(5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>(6) 義援金等の受付及び配分を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。</p>
<p>日本放送協会</p>	<p>(1) 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</p> <p>(2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</p> <p>(3) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(4) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>(5) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</p>
<p>中日本高速道路株式会社</p>	<p>高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>
<p>東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p>	<p>(1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</p> <p>(2) 旅客の避難、救護を実施する。</p> <p>(3) 列車の運転規制を行う。</p>

	<p>(4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。</p> <p>(5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。</p> <p>(6) 死傷者の救護及び処置を行う。</p> <p>(7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。</p>
<p>日本郵便株式会社</p>	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p> <p>また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</p> <p>(5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p>
<p>中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)</p>	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。</p> <p>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)</p> <p>(※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以降同じ。)</p> <p>(※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</p>
<p>東邦瓦斯株式会社(※)</p>	<p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。</p> <p>(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> <p>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</p>
<p>日本通運株式会社、福山通運株</p>	<p>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</p>

<p>株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p>	
<p>西日本電信電話株式会社</p>	<p>(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (4) 気象等警報を市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</p>
<p>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p>	<p>(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</p>
<p>KDDI株式会社</p>	<p>(1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。 (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</p>
<p>株式会社NTTドコモ</p>	<p>(1) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (2) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。</p>
<p>ソフトバンク株式会社</p>	<p>(1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p>
<p>楽天モバイル株式会社</p>	<p>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p>

一般社団法人日本建設業連合会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6 指定地方公共機関

機関名	内容
愛知県土地改良事業団体連合会	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
各ガス事業会社	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
一般社団法人愛知県トラック協会	緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
近畿日本鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。
各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる
愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う。
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。
一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。
一般社団法人愛	(1) LP ガス設備の災害予防措置を講ずる。

知県LPガス協会（西部支部海部南分会）	(2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。
一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容
海部地区水防事務組合	(1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。 (2) 水防計画の策定及びその推進を図る。
一般社団法人海部医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (3) 会員が開設する医療施設を臨時救護所、委託医療機関又は委託助産施設として協力する。
海部郡歯科医師会	(1) 歯科保健医療活動に協力する。 (2) 身元確認活動に協力する。
一般社団法人津島海部薬剤師会	(1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。 (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
産業経済団体	農業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する
文化、厚生、社会団体	日赤奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する
蟹江町危険物安全協会	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
建築関係団体	一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施について協力する。
土木協力会	災害復旧活動に協力する。
各自主防災会、各町内会、各嘱託員会	(1) 自主的な防災活動を行う。 (2) 災害時における救助活動に協力する。
社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアの受付及び調整を行う。 (2) 要配慮者の防災対策に協力する。
蟹江町水道事業指定工事店協同	水道施設の応急復旧活動に協力する。

組合	
企業、事業所等	(1) 自主的な防災活動を行う。 (2) 危険物等の管理を行う。 (3) 災害時には町の応急対策に協力する。
土地改良区	土地改良区の管理する、かんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止又は変更を行うとともに災害復旧を行う。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の形成推進	町、県	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み
第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携	町、県	1(1) 消防団の充実強化 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保
	町	2 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導
	自主防災組織	3 地域の実情に応じた防災活動の実施
第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1(5) 地域との共生と貢献
	町、県、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備

	名古屋地方気象台	3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発
--	----------	-------------------------

第1節 防災協働社会の形成推進

1 町及び県における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

町及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

町及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、町、県、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

3 町民の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、町、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該

地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

地区防災計画においては、以下の事項について定めるものとする。

- ア 情報の収集と伝達に関する計画
- イ 出火防止及び初期消火に関する計画
- ウ 負傷者の救出に関する計画
- エ 避難誘導のための計画
- オ 要配慮者対策
- カ 給食・給水・物資の調達と配分に関する計画

第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携

1 町及び県における措置

(1) 消防団の充実強化

町及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

町は「蟹江町自主防災組織の推進に関する要綱」(平成7年6月29日、要綱第11号)に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

町及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(3) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

町及び県は、行政、町民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

町及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり(ネットワーク化)を推進するものとする。

(4) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 町における措置

(1) 防災関係団体ネットワーク化

町は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンター

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

町及び県は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため町及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、町は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 町及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(イ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 町及び県は、ボランティアの受入に必要の機、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、町は災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 町及び県は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、町の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入を行う。

イ 町及び県は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

町及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

このため、町及び県等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、町等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

町及び県は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を

推進する。

また、町においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

町及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

6 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

大規模な災害の発生に備えて県が設けている「愛知県災害ボランティアグループ登録制度」等を活用して災害ボランティアとして活動する意志のあるグループの登録を促進する。また、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）等を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液の漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 町、県（経済産業局、防災安全局、建設局）及び商工団体等における措置

町、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

町、県及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）等の必要性について積極的に啓発していくものとする。

また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

町、県及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、町及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

第2章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 建築物の耐震推進	町、県	1(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行
第2節 交通関係施設等の整備	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 ライフライン関係施設等の設備	施設管理者等	1(1) 施設の代替性及び安全性の確保 1(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携
第4節 文化財の保護	町	1 所有者と連携した適切な措置
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	町	1 「地震対策緊急整備事業計画」及び「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく施設等の整備

第1節 建築物の耐震推進

1 町及び県（建築局、関係局）における措置

- (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

災害対策活動を円滑に実施するため、防災業務の中心となる施設の耐震性の確保を図る必要がある。そのため町は、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

ア 防災上重要な建築物

- (ア) 災害時の復旧活動の指示、制御等防災業務の中核を担う町の機関、警察機関
- (イ) 被災した生活基盤設備等の復旧活動を指揮する町の機関、町の関連機関
- (ウ) 町機関等の防災通信用防災無線関連建築物
- (エ) 被災者の救護所、避難所となる、病院、保健所、学校等の機関

イ 防災上重要な建築物に対する対応

- (ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保
- (イ) 既存建築物の耐震化整備計画の策定
- (ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

(2) その他の町有建築物の耐震性の確保

4 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進

(1) 住宅の耐震化の促進

ア 民間木造住宅(無料)耐震診断の実施

町は、県の助成を受け、旧基準木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前着工）の 2 階建て以下の住宅を対象に民間木造住宅耐震診断を実施する。

イ 民間木造住宅耐震改修費・除却費補助事業の実施

町は、県の助成を受け、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された従来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅）の耐震改修・除却を伴う工事に対し、予算の範囲内においてその工事に要する費用の一部を補助する民間木造住宅耐震改修費・除却費補助事業を実施する。

ウ 民間木造住宅段階的耐震改修費・除却費補助事業の実施

町は、県の助成を受け、木造住宅耐震診断の結果、判定値が 0.4 以下と診断された旧基準木造住宅について、まずは倒壊を防ぐ程度にまで改修し、最終的には耐震化を促進するため耐震改修・除却を伴う工事に対し、予算の範囲内においてその工事に要する費用の一部を補助する民間木造住宅段階的耐震改修費・除却費補助事業を実施する。

(2) 住宅の減災化の促進

民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業の実施

町は、県の助成を受け、木造住宅耐震診断の結果、判定値が 0.4 以下と診断された旧基準木造住宅について、耐震性の高いスペースを確保するため、木造住宅に耐震シェルターを整備する工事に対し、予算の範囲内においてその工事に要する費用の一部を補助する民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業を実施する。

(3) 住宅等地震対策普及啓発の推進

町は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等を住民に配布するなど地震対策知識の普及に努めるものとする。

(4) その他の安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは充分とはいえない。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進する。

5 都市建築物の防災対策

11 階建以上又は高さ 31m を超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について町を通じて指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く住民や事業者へ周知

し、高層階における室内安全対策を促進する。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

町は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。また、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、町と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講座を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の推進

町及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対して円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第2節 交通関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

地震により、道路、橋梁等が被災すると、町民の避難、消防活動、救助・救急活動、物資の輸送活動等に大きな支障をもたらす。

そのため、道路、橋梁の耐震性を向上させるよう、各道路管理者に要請するとともに、本町管理の道路・橋梁についても、耐震性の向上に努める。

また、災害発生時に被災した道路、橋梁の応急復旧活動のための資機材の備蓄や、被災状況の早期把握のための調査体制の構築にも取り組む。

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、経済活動、住民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下の恐れがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

地震発生時に電気、電話、ガス、上下水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るとともに、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフライン共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要の人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	その他の道路（※）
（参考） 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路（第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する）

（※）「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は町の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「愛知県道路啓開計画（南海トラフ巨大地震）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共

有を図る。

イ 地元業者との協定締結

町の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を区間ごとに定め、協定を締結する。

ウ 復旧資機材の確保対策

町内各地域の地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を調査し、実態把握に努める。

また、激甚な大規模災害が発生した場合には、町内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく隣接市町村及び県との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

3 交通安全施設等

(1) 交通管制センター及び信号機

地震に対してその機能が保持できるように耐震対策を講じる。

(2) 信号機電源付加装置

緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機電源付加装置を整備する。

(3) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

(4) 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

4 鉄道

(1) 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

ア 災害時等における業務体制の整備

(ア) 対策本部及び復旧本部体制の整備

(イ) 非常参集体制の整備

(ウ) 関係機関との連絡調整

(エ) 被災時の業務執行

イ 施設の防災対策及び気象設備等の整備

ウ 情報収集・伝達体制の整備

(ア) 情報伝達ルートの確立

(イ) 情報伝達手段の確保

エ 旅客公衆等に対する体制の整備

(ア) 旅客公衆に対する避難誘導體制の整備

(イ) 負傷者の搬送体制等の整備

(ウ) 駅構内の秩序の維持

(エ) 交通輸送対策の策定

- オ 防災資機材の整備等
- カ 災害応急業務に従事する社員の現況把握及び活用
- キ ヘリコプターの活用
- ク 防災上必要な教育・訓練
- ケ 広報体制の整備
- コ 消防、出水及び救助に関する措置
- サ 病院等医療施設における救護対策
- シ 電力の確保

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 町、県（防災安全局、建設局）及び施設管理者における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。

2 電力施設

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

(3) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI値(*)、加速度値等を収集できるよう整備する。

*SI値：Spectrum Intensityの略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン（cm/秒）で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が0.1秒～2.5の範囲で積分平均することにより求められる。

オ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(4) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。

オ 非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他教

育・訓練の充実を図る。

カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

4 上水道

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。

(2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、町が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。

給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

また、水道が応急復旧するまでの間の必要最小限の飲料水を確保するため、町が自主防災組織単位に実施する飲料水兼用耐震性貯水槽の設置事業に対して、新たに助成制度を設けて整備拡充を図っていく。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

水道事業者（町長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又

は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。

特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するとともに、激甚災害時に、大規模な支援対応が円滑にできるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。

また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。

5 下水道

下水道管理者（県（建設局）及び町）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、日光川下流域下水道のなかの蟹江町公共下水道として、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

町は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

また、町は、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。

(6) 民間団体等の協力

下水道管理者（町）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者との協力締結などに努める。

6 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

(1) 排水機、樋門、水路等の整備

排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

第4節 文化財の保護

1 町における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

(1) 町指定、県指定、国指定、国登録文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図

(2) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

(3) 蟹江町文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受

ける。

- (4) 文化財レスキュー台帳を県(県民文化局)等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

3 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官(建造物担当)の事務連絡「重要文化財(建造物)の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底
- (6) 県の指導・助言

4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

5 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 町における措置

- (1) 町は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。また、災害時に救援、消火活動を円滑に実施するため施設及び災害対策資材を整備するものとする。

- ア 消防団拠点施設等の整備
- イ 消防施設・設備の整備
- ウ 水防施設・設備の整備
- エ 救急業務の高度化に対応できる施設・設備の整備
- オ 耐震性貯水槽の整備
- カ 救助活動充実のための施設・設備の整備
- キ 食料等の備蓄
- ク その他

上記のほか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、地震防災対策特別措置法(平成7年法第111号)による「地震防災緊急事業5カ年計画」により整備する。

- (2) 町は、県が作成する、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」による「地震対策緊急整備事業計画」

及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

また、町及び県は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

2 単独事業等

(1) 防災対策事業

町及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

(2) 補助事業

町は県から交付される県費補助金を活用した地震防災対策事業を実施する。

第3章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	町、県	1(1) 都市計画のマスタープランの策定 1(2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	町、県	1(1) 町における道路の整備 1(2) 町における公園等の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	町、県	1(1) 防火・準防火地域の指定 1(2) 建築物の不燃対策
第4節 市街地の面的な整備・改善	町、県、土地区画整理組合等	(1) 市街地開発事業等の推進

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

1 町及び県（都市・交通局、建築局）における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン及び町都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 町及び県（都市・交通局、建築局）における道路の整備

(1) 町及び県における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 町における公園等の整備

市街地における大震災火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

町は県の広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難場所等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

町は、芝生広場やバーベキュー場と併せて、地震発生時には浸水から避難するための高台のある「希望の丘広場」を整備した。

(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進

1 町及び県（都市・交通局、建築局）における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

町は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

町及び県は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて

一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

1 町、県（都市・交通局、建築局）及び土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

第4章 液状化対策

■ 基本方針

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。
- 地震により発生する地割れ・液状化等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	町	1 適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 液状化対策の推進	町、県	1(1) 液状化危険度の周知 1(2) 建築物における対策工法の普及
第3節 被災宅地危険度判定の体制整備	町、県	1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

1 町における措置

液状化による被害や災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

1 町及び県（防災安全局、建築局）における措置

(1) 液状化危険度の周知

町及び県は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、住民や建築物の施工主等に周知、宅地の安全性の把握及び耐震化を図るものとする。

なお、県は、地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことが、昭和39年の新潟地震を契機に問題となったため、昭和53年度・昭和54年度に県内の「沖積層の分布と液状化危険度調査」を実施するとともに、昭和55年度・昭和56年度には「愛知県の地質・地盤」を取りまとめ、液状化対策を始めとする各種地震対策の基礎資料として住民に公表している。

また、平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査

の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、住民、町を始め各防災関係機関に公表した。

町は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生危険性が大きく異なるため、町及び県は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 町及び県（建築局）における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

町は県と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

町及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

- 地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	町、県、防災関係機関	1(1) 防災施設等の整備
		1(2) 防災用拠点施設の整備促進
		1(3) 公的機関の業務継続性の確保
		1(4) 応援活動のためのマニュアルの作成等
		1(5) 人材の育成等
		1(6) 防災中枢機能の充実
		1(7) 防災関係機関相互の連携
		1(8) 浸水対策用資機材の整備強化
		1(9) 地震計等観測機器の維持・管理
		1(10) 緊急地震速報の伝達体制整備
		1(11) 防災用拠点施設の屋上番号標示
		4 消防通信体制の整備
		5 情報の収集・連絡体制の整備
6 救助・救急に係る施設・設備等		
7 道路等の復旧等に係る施設・設備等		
8 非常用水源の確保		
9 物資の備蓄、調達供給体制の確保		
10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策		
11 災害廃棄物処理に係る事前対策		
12 罹災証明書の発行体制の整備		
	蟹江警察署	2 災害警備用装備資機材の整備
	消防本部（町）	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 町、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るよう努める

ものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

町、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 町、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 町及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ①首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制
- ②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③電気・水・食料等の確保
- ④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤重要な行政データのバックアップ
- ⑥非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、町及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 町及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 町及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、町、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 町及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に

取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 町全体の活動の拠点を、防災中枢拠点として位置づけ、バックアップ施設の整備等を含めた体制の整備に努める。

具体的には、町、県及び関係防災機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 町及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 町、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 町、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい、土のう、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(9) 地震計等観測機器の維持・管理

町及び県は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(10) 緊急地震速報の伝達体制整備

町及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(11) 防災用拠点施設の屋上番号標示

町は、役場の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

2 蟹江警察署における措置

蟹江警察署は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車

両等の災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、燃料備蓄施設を整備する。

また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。

3 消防本部（町）における措置

大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

4 消防通信体制の整備

災害発生時における迅速確実な消防活動体制の充実強化及び関係機関等との情報連絡を円滑に実施するため、高機能消防指令システムや救急デジタル無線などの維持管理に努め、情報通信体制の整備強化を図る。

また、広域災害情報の一元化、通報受信・応援体制の強化、指令設備のコスト削減などの効率的で効果的な運用を図る観点から、近隣消防本部等と共同で指令センターを運用することについての検討を行う。

5 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

町及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

エ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

オ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用

町、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

6 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

また、町及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

7 道路等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

8 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	おおむね250m以内	排水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ 水道用貯留施設の利用

浄水場、ポンプ井戸、配水池、配水塔、圧力タンク

ウ 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

エ プール、ため池、沈澱池、河川の利用

(ア) 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

(イ) 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

オ 井戸の利用

(ア) 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

(イ) 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

(3) 耐震性の飲料水用貯水槽の整備

非常用水源の確保のため、耐震性の飲料水用貯水槽を整備する。

9 物資の備蓄、調達供給体制の確保

- (1) 町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 町及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

- (3) 町及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

応急仮設住宅を迅速に供与するため、町は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水の危険性に配慮する。

11 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 町災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 広域連携、民間連携の促進

町、県（環境局）及び中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定

- ・内 容 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援
- ・相手方 県内の市町村、ごみ・し尿処理関係一部事務組合及び下水道管理者（平成26年1月1日）

イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

- ・内 容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分
- ・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成17年4月1日付け）
一般社団法人愛知県産業資源循環協会（平成17年4月1日付け）
一般社団法人愛知県解体工事業連合会（平成21年3月25日付け）

ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定

- ・内 容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収
- ・相手方 愛知県フロン類排出抑制推進協議会（平成17年4月1日付け）

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、町の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

1 2 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第6章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 町長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努める。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	町	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	町	1(1) 緊急避難場所の選定 1(4) 避難路の選定
第3節 避難情報の判断・伝達 マニュアルの作成	町	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定等に係る助言 1(3) 事前準備
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	町、防災上重要な施設の管理者	1 避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	町、県、名古屋地方気象台	1(1) 緊急避難場所等の広報 1(2) 避難のための知識の普及

第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 町における措置

町は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 町、県（防災安全局）及びライフライン事業者における措置

町、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（L アラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

1 町における措置

(1) 緊急避難場所の指定

町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

ア 緊急避難場所の選定

町長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により指定緊急避難場所を選定し、確保しておくものとする。

- (7) 指定緊急避難場所は、大震災からの避難を中心に考え、学校運動場が適当と考えられる。
- (8) 指定緊急避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (9) 指定緊急避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受け入れることができるよう配置するものとする。
- (10) 指定緊急避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (11) 指定緊急避難場所は、できるかぎり浸水の少ない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- (12) 指定緊急避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。
- (13) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 指定緊急避難場所標識の設置等

指定緊急避難場所を指定した町は、指定緊急避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(3) 防災ボックス（地震自動開錠鍵ボックス）の設置

指定緊急避難場所のうち各小中学校、希望の丘広場管理棟及び町観光交流センターに、夜間や休日など施設が施錠されている場合でも、屋上へ避難することができるよう、出入口扉

の鍵が入った防災ボックスを設置している。

(4) 避難路の選定

避難場所を指定した町は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ア 避難路はおおむね 8m～10m の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- エ 浸水の危険性が少ない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 町における措置

町は、蟹江町避難情報の判断・伝達マニュアルにより、以下を実施及び推進する。

(1) マニュアルの作成

町は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ア 津波災害事象の特性に留意すること
- イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること
 - (7) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報
- ウ 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること
- エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること
 - (7) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月30日愛知県防災局公表)の浸水想定区域
 - (4) 津波浸水想定(平成26年11月26日愛知県建設部公表)における浸水想定区域
 - (5) 津波災害警戒区域(令和元年7月30日愛知県建設局指定)における浸水想定区域
- オ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること
- カ 避難情報の発令基準等については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること
- キ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること。

(2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 町及び防災上重要な施設の管理者における措置

町及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 町の避難計画

町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(7) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(7) 緊急避難場所、避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(7) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避

難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第7章 第2節 要配慮者支援対策 (3)避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

1 町、県及び名古屋地方気象台における措置

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示した浸水津波避難ハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った町は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 緊急避難場所、避難所の名称

イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ 避難地区分け

エ 緊急避難場所、避難所への経路

オ 緊急避難場所、避難所の区分

カ その他必要な事項

- ・ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
- ・ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

町、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

- ・ 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらか

じめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

- ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）
- ・津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 町は、指定避難場所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ウ 町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 町長は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- 町、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 町にあつては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 町及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備等	町	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 指定福祉避難所の指定 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 1(7) 避難者等の情報把握 1(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
第2節 要配慮者支援対策	町、県、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策

		1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	町、県	1 帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備等

1 町における措置

(1) 避難所等の整備

町は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 避難所の指定

ア 町は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

カ 乳幼児及びその保護者に配慮した避難所を確保する。

キ 町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

ク 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 指定福祉避難所の指定

ア 町は、指定一般避難所内では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努

めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 町は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 町は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ 町は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

エ 要配慮者に配慮した設備の整備：空調、洋式トイレ等

(5) 避難所の破損等への備え

町は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 町は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」（蟹江町避難所運営マニュアル作成済み）などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。

オ 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(7) 避難者等の情報把握

町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

ア 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第2節 要配慮者支援対策

1 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、町との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

※なお、町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第9章津波等予防対策参照のこと。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

町は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、「蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱（平成27年蟹江町要綱第1号）」に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。

さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(7) 要配慮者の把握

町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、日頃から避難行動要支援者の詳細情報の把握に努め、民生委員、児童委員や自主防災組織などの避難支援者への情報提供が行えるよう、本人あるいは本人の家族の同意が得られた要支援者を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成する。台帳には、該当要件となる情報、本人の身体等状況、必要な支援の内容、車椅子の有無、緊急時の連絡先、家族の同居状況、手助けいただく地域協力者、想定する避難場所などを記載する。また、可能な限り実態に即した情報を名簿作成担当部局間で適宜共有するとともに定期的に更新を行うものとする。

避難行動要支援者とは、次のいずれかに該当する者とする。

- a 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- b 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受け、その要介護状態区分が要介護3以上である者
- c 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有するもの
- d 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けた者で、同通知に規定する程度区分がA判定を受けている者
- e 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者
- f 難病患者
- g aからfに準じる状態にある者で、特に災害時の避難支援等が必要であると認められるもの。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

(6) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町長は、必要と認められる場合において、名簿及び登録台帳（避難行動要支援者登録

申請書兼同意書)の写しを、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、区及び町内会、自主防災組織、消防団、地域協力者等に提供することができる。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

また、町は、条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(㌠) 名簿及び登録台帳の管理

登録台帳の管理は町長が行い、登録台帳の写しは、総務部安心安全課、民生部住民課及び消防本部が保管するものとする。(㌠)により登録台帳の写しの提供を受けた者に対しては、写しを紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が避難支援等に関わらない者に知られないよう適切に管理するよう周知するものとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 個別避難計画の作成等

町は、蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱により、以下を実施及び推進する。

(㌡) 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(㌢) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲をあらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(㌣) 個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で

定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、地域協力者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

地域協力者とは、避難行動要支援者の近隣に居住し、普段から見守り、災害時等において支援を行う者であって、かつ、支援を行うために必要な個人情報を提供することに同意する者をいう。

(4) 外国人等に対する対策

町、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。また、町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 災害ケースマネジメント

町及び県は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 町及び県における措置

町及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

町及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

(4) 徒歩帰宅者支援の環境整備

大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

(1) 企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

(2) 各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。

(3) 事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人、避難所への避難が必要となった人への救助対策、避難所対策を図る。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

■ 基本方針

- 地震が発生した場合に、危険物等により出火、爆発、有毒ガスの発生等人命に著しい危険を及ぼすおそれがあるものは、危険物等の保安体制について、施設、事業所等を指導し、災害の未然防止に努める必要がある。
- 町及び県は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 火災予防対策に関する指導	町	1(1) 一般家庭に対する指導 1(2) 防火対象物の防火体制の推進 1(3) 立入検査の強化 1(4) 建築同意制度の活用
	町、県	2(1) 危険物等の保安確保の指導 2(2) 震災時の出火防止対策の推進
第2節 消防力の整備強化	町	1(1) 消防力の整備強化 1(2) 消防施設等の整備強化
第3節 危険物施設防災計画	町、県	1(1) 保安確保の指導
	危険物施設の管理者	2(1) 施設の保全及び耐震性の強化 2(2) 大規模タンクの耐震性の強化 2(3) 自主防災体制の確立
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	1(1) 高圧ガス製造施設の対策 1(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策 1(3) 防災活動対策
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	町、県	1 毒物劇物取扱施設に対する立入指導の強化

第1節 火災予防対策に関する指導

1 町における措置

(1) 一般家庭に対する指導

町は、消防団、自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

町は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を

加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

町は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 建築同意制度の活用

町は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

2 町及び県（防災安全局）における措置

(1) 危険物等保安確保の指導

町及び県は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、町の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(2) 震災時の出火防止対策の推進

町及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

1 町における措置

町は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 消防力の整備強化

町は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、町の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、消火器等の整備を進めるものとする。

第3節 危険物施設防災計画

1 町及び県（防災安全局）における措置

(1) 保安確保の指導

町及び県は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500kl以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

1 高圧ガス製造施設の管理者における措置

高圧ガス製造施設は、高圧ガス保安法に定める耐震構造とするほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

(1) 高圧ガス製造施設の対策

ア 貯槽

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、安全弁等の付属品には十分な補強をする。

また、緊急遮断弁は、感震器と連動させる。

イ 塔類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、液面計等の付属品には十分な補強をする。

ウ 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎に乗せ、不等沈下を防止する。

エ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせる。

オ 防液堤

必要な容量を確保し、耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

カ 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

また、遠隔操作ができる構造とする。

キ 計装関係

自動制御装置、緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設ける。

ク 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

石油精製工場や化学工場等の重要機器は、大規模地震が発生した場合、機器保護緊急停止が自動的に作動するが、装置全体の緊急停止は人の操作によって行われている。

このため、これら事業所の高圧ガス設備と感震器とが連動して自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

(3) 防災活動対策

地震による災害を防止するため、漏えい防止対策、防消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。

また、緊急操作、防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

1 町及び県（保健医療局）における措置

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。

- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第9章 津波等予防対策

■ 基本方針

- 地盤沈下や老朽化した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態に対する予防対策を講ずる。
- 最大クラスの地震が発生した場合の浸水被害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 浸水・津波対策に係る地域の指定等	県	1 浸水想定区域・津波危険地域の指定 2 津波災害警戒区域の指定
第2節 津波防災体制の充実	町、県	1 想定される津波等に対する計画の策定
	町	2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定
	不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者	3 津波等避難計画の策定及び訓練の実施
	町、避難促進施設の所有者又は管理者	4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施
第3節 津波防災知識の普及	町、県、名古屋地方気象台	1 津波等防災知識の普及
	町	2 浸水想定区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等
第4節 津波等防災事業の推進	町、県	1 津波等に強いまちづくりの推進
	内水排除施設等の管理者	2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置
	河川の管理者	3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等

第1節 浸水・津波対策に係る地域の指定等

1 浸水想定区域・津波危険地域の指定

県（防災安全局）は、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成26年5月30日公表）

県は、本調査結果の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「津波危険地域」として、本町を、海岸線を有しないが浸水の可能性のある市町村の一つとして挙げている。

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、蟹江町全域を津波浸水想定区域に指定した。（平成26年11月26日公表）

また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、蟹江町全域を津波災害警戒区域に指定し、基準水位を公示した。（令和元年7月30日指定）

第2節 津波防災体制の充実

1 町及び県（防災安全局、関係局）における措置

- (1) 町及び県は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。
- (2) 津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。
- (3) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態のないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。
- (4) 消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内の防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

2 町における措置

町は、浸水想定区域及び堤防施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び堤防等の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、浸水津波避難ハザードマップなどを具体的に策定する。

- (1) 地域の特性等を踏まえ、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、浸水の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。
- (2) 浸水想定区域は、町全域にわたる。また、河川沿いには地震後30分で歩行避難が困難となる浸水深30cm以上の区域が広がっている。住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物など緊急避難場所等の整備・指定を進める。また、周辺の浸水状況に応じて、垂直避難をすることの判断の重要性も周知していく。

- (3) 高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。
- (4) 津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県 市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。
- (5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、浸水到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、蟹江警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。



図 地震後 30 分で歩行避難が困難となる浸水深 30cm となる区域

3 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

駅等の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波、浸水に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波等避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

4 津波災害警戒区域の指定に係る事項

- (1) 町は次の事項を町地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。
 - ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
 - イ 津波災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で町地域防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- (2) 町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を町長に報告する。
- (3) 町長は、町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 津波防災知識の普及

1 町、県（防災安全局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置

一般に対しては、津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。

- (1) 一般向け
 - ア 避難行動に関する知識
 - (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
 - (イ) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること。
 - (ウ) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
 - (エ) 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。

- (オ) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。
- (カ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- (キ) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

イ 町内の浸水の特性に関する情報

- (ア) 河川堤防の破堤に伴う浸水は、地震発生後に、直ちに発生すること。
- (イ) 浸水による冠水は数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- (ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- (イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- (ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

2 町における措置

町は、地域の実情に応じて住民や観光客等に対して浸水想定地域の周知や、津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める

第4節 津波等防災事業の推進

1 町及び県（防災安全局、建設局、関係局）における措置

- (1) 町は、堤防等の被災による浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- (3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

2 内水排除施設等の管理者における措置

内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

3 河川の管理者における措置

- (1) 方針・計画の策定
 - ア 河川の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

- (7) 堤防、水門等の点検方針・計画
- (4) 堤防等の補強、水門等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画
- (5) 水門等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

(2) 河川

ア 堤防の耐震化

濃尾平野には緩い砂層が分布しており、地震発生時に地盤の液状化による堤防の変形・沈下が生じる恐れがある。地震による河川堤防の沈下を抑制するため、地盤改良等の対策を実施中である（中部地方整備局）。また、県西部の地盤沈下地域の幹川である日光川を始めとする河川については、堤防の嵩上げ、堤体の補強や護岸の整備を進める（愛知県）。

イ 水門、樋門、排水機場等の耐震化

河口部の水門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。

排水機場については、地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、耐震補強を推進する。

また、津波到達時間が短い地域の水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

ウ 河口部や背後地が低い河川の対策

河口部や背後地が低い河川については、津波等により浸水することを防ぐため、堤防の耐震性についての調査点検を実施しており、調査結果に基づき緊急度の高い箇所から堤防等の耐震化を推進する。

エ 荷揚場等の整備

河川を利用した水上輸送等を想定し荷揚等のため国土交通省において、一色大橋船着場を整備済みである。

第10章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

○ 町、県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 広域応援・受援体制の整備	町、県	1(1) 応援要請手続きの整備 1(2) 応援協定の締結等 1(3) 受援体制の整備 1(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画 1(5) 訓練、検証等
	町	2 県(海部方面本部)への応援要請 3 他市町村への応援要請 4 職員の派遣要請
	防災関係機関	5 応援協定の締結等
第2節 広域応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	町、県	1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 愛知県広域消防相互応援協定
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	町、県	1(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1(2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点の確保等	町、県	防災活動拠点の確保等

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 町及び県（防災安全局、各局）における措置

- (1) 応援要請手続きの整備

町及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

町及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

町及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。

ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

イ 宿泊場所等の確保

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

ウ 訓練等の実施

町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援について、町は、県が策定した受援計画に対応できるよう事前の準備に努めるものとする。なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(5) 訓練、検証等

町は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

2 県（海部方面本部）への応援要請

災害時に県（海部方面本部）に応援若しくは応急措置の実施を要請するときは、関係法令に基づいて行う。

(1) 応援の要請

- ア 本部長は、被害状況等により応援の要請の必要性を判断し、県（海部方面本部）に応援の要請又は他市町村への応援を要請する。
- イ 要請については、とりあえず口頭（電話）で要請し、後日文書を提出する。
- ウ 連絡担当は、総務対策部とする。
- エ 緊急を要する場合は、各部において県（海部方面本部）の担当部署に直接要請することができる。その場合は、事後に本部長に報告する。

(2) 要請時に明らかにすべき事項

- ア 災害救助法の適用の有無
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 必要とする応援活動及び応急措置の内容、理由
- エ 必要とする応援の人員、期間、場所
- オ 必要とする応援の物資、資機材の品名及び数量
- カ その他必要な事項

3 他市町村への応援要請

災害時に他市町村に応援を要請するときは、関係法令及び相互応援協定等に基づいて行う。相互応援協定を締結している近隣市町村が被災している場合は、県にあつせんを要請するほか、他市町村に応援を要請する。

(1) 応援の要請

- ア 本部長又は各部長は、被害状況等により応援要請の必要性を判断する。
- イ 相互応援協定等により応援を要請する場合は、各協定等に定められた所管の各長が本部長に申入れ、各協定等に定められた者が要請する。
- ウ 相互応援協定等によらない場合は、本部長が要請する。本部長が要請できないときは、副本部長が要請する。

(2) 相互応援協定等

- ア 本町が災害対策に関連して締結している他市町村との相互応援協定等は、「付属資料」に示す。
(⇒「付属資料 6 相互応援協定等」)
- イ 協定における応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は、それぞれの応援協定等において定める。
- ウ 協定市町村は、その隣接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生する

おそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無に関わらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は被害の拡大を防止するため、必要な応急措置について相互に応援を行う。

エ 相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

オ 町の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣などについて応援協定を締結するよう努める。

4 職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請

ア 職員の派遣を希望する部長は、派遣希望職員等を総務対策部に申し出る。

イ 職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する場合は、県知事に対し次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず口頭（電話）で要請し、後日文書を提出する。

(2) 職員の派遣を要請する際に明らかにすべき事項

ア 派遣（斡旋）を要請する理由

イ 必要となる作業の場所

ウ 派遣（斡旋）を求める職員の職種別人員数

エ 派遣を必要とする期間

オ 必要となる作業の内容

カ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

キ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣（斡旋）について必要な事項

(3) 指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請

指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係民間団体等の協力を得て、適切な応急対策活動を実施する。また、災害時に積極的に協力が得られるよう、態勢を整えておく。

5 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 広域応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

1 町及び県（防災安全局、保健医療局）における措置

(1) 緊急消防援助隊

町及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本町への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

町及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援協定

町は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

2 蟹江警察署における措置

(1) 蟹江警察署は、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。

(2) 蟹江警察署は、警察法第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

(3) 蟹江警察署は、救出救助用資機材の整備を推進するものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 町及び県（防災安全局、各局）における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(2) 訓練・検証等

町及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 町及び県（防災安全局、各局）における措置

町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速

道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。

当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 地震災害を最小限に食い止めるには、町・県等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、町及び県は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- 町、県及び国は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、住民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	町、県	1(1) 総合防災訓練 1(2) 浸水対策訓練 1(3) 動員訓練 1(4) 広域応援訓練 1(5) 地域防災訓練 1(6) その他防災訓練 1(7) 防災訓練の指導協力 1(8) 訓練の検証 1(9) 図上訓練等
	防災関係機関	2 通信連絡訓練
	町、県、国立・私立 各学校等管理者	3(1) 計画の策定及び周知徹底 3(2) 訓練の実施 3(3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識 啓発・広報	町、県、蟹江警察 署、名古屋地方気 象台	1(1) 防災意識の啓発 1(2) 防災に関する知識の普及 1(3) 自動車運転者に対する広報

		1(4) 家庭内備蓄等の推進 1(5) 地震保険の加入促進 1(6) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための教育	町、県、 国立・私立各学校 等管理者	1(1) 児童生徒等に対する防災教育 1(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 1(3) 防災思想の普及 1(4) 登下校（登降園）の安全確保
	防災関係機関	2 防災教育の実施
第4節 防災意識調査及び 地震相談の実施	町、県	1(1) 防災意識調査の実施 1(2) 耐震相談及び現地診断の実施 1(3) 地震に関する相談の実施

第1節 防災訓練の実施

1 町及び県における措置

(1) 総合防災訓練

町は、国や県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、防災関係機関、自主防災組織、警察等の参加を得て地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。

イ 堤防破堤から浸水までの円滑な避難のための災害応急対策や避難の指示等の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。

総合防災訓練は、防災関係機関、住民、事業所等が協力して4年に1度、8月最終日曜日（前後の適当な日）に実施するものとする。

なお、地震発生以後の災害応急対策について、南海トラフ地震のような大きな揺れの地震を想定した訓練を実施する。

(2) 浸水対策訓練

町及び県は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設（ため池等）について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- ウ 動員（水防団、消防団、居住者、ボランティア）
- エ 輸送（資機材、人員）
- オ 工法（水防工法）
- カ 樋門、角落し等の操作
- キ 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

(3) 動員訓練

町及び県は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(4) 広域応援訓練

町は、町が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県及び他の市町村と連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(5) 地域防災訓練

地域防災訓練は、地域ごと、町内会ごとに実施するものとし、より多くの住民の参加による地域に密着した訓練とする。

なお、この訓練は、総合防災訓練が行われない年に実施する。

(6) その他の防災訓練

その他、通信訓練、職員の動員訓練、ボランティア受付訓練等は、適宜実施する。

(7) 防災訓練の指導協力

町は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(8) 訓練の検証

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(9) 図上訓練等

町は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

3 町、県及び各学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動を取り得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や町防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

4 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 町、県、蟹江警察署及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

町は、地震発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、地震体験車や地震災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、県民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、町及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、町及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 町内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

コ 避難生活に関する知識

サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

町及び県は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、町及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、住民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

ア 平常時の心得に関する事項

イ 地震発生時の心得に関する事項

ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

(3) 自動車運転者に対する広報

町、県及び蟹江警察署は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

町及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、各家庭においては7日分程度の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、生活物資を常時家庭内に備蓄し、うち3日分程度を非常持ち出し用として準備しておくよう、家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、町、県等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 過去の災害教訓の伝承

町及び県は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 町、県（教育委員会）及び国立・私立各学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づ

けて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の醸成及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

1 町及び県（防災安全局、関係局）における措置

町及び県は住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

(1) 防災意識調査の実施

住民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。

(2) 耐震相談及び現地診断の実施

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという住民の不安を解消するため、無料で耐震相談を県内各地で実施する。

また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。

(3) 地震に関する相談の実施

地震についての不安を持っている住民のために、町及び県並びに防災関係機関は、相談に応じるものとする。

第12章 震災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

- 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。
- また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
震災に関する調査研究の推進	町、県	1(1) 基礎的調査 1(2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1(3) 被害想定に関する調査研究 1(4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1(5) 防災カルテ等の整備 1(6) 地籍調査

震災に関する調査研究の推進

1 町及び県における措置

県防災会議地震部会は、これまで震災に関する様々な調査研究を積み重ねてきたところであり、具体的な震災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施している。

また、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などにおいても調査研究が行われており、これらの機関とも連携し、総合的に調査研究を推進することとする。

こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

(1) 基礎的調査（愛知県の自然・社会的条件に関する調査）

愛知県の自然的・社会的条件についての調査は、調査研究の基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査が利用できる部分が多い。県は、自然条件については、昭和53年度以来、地形・地質・地盤の構造、沖積層の分布、活断層、流砂現象危険度などについて調査研究を行ってきた。

(2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査

愛知県に大きな被害を与えた東南海地震及び三河地震を始めとし、古くは、濃尾地震、安政地震、宝永地震、天正地震など個々の地震について総合的な調査研究を進めてきた。

また、将来発生するであろう地震の予知については、特に、県内における予知観測網のあり方とその活動方法について研究を進め、可能なものから実施していくとともに、地震予警報の社会的影響や法的諸問題についての調査研究を行う。

(3) 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的かつ効果的な推進を図るために重要である。

ア 濃尾地震を想定した愛知県の被害予測調査（平成2年度）

明治24年に発生した濃尾地震が、今日再び発生した場合の木造建物の崩壊、火災による物的・人的被害の想定を行った。

イ 愛知県東海地震被害予測調査（平成4～7年度）

東海地震が発生した場合の地震動、津波などの自然現象、交通施設、ライフライン施設、建築物などの物的被害及び人的被害を予測するとともに、物的被害や人的被害から波及する生活面、経済面及び行政面における機能被害の予測を行った。

ウ 愛知県の直下型大地震対策の推進についての調査（平成7年度）

阪神・淡路大震災の被害状況等を基に、活断層と地震との関わり、県内のライフライン施設、避難所施設等の地震防災対策や災害広報のための報道機関との連携体制のあり方など愛知県の直下型大地震対策の推進について調査研究を行った。

エ 東海地震・東南海地震等被害予測調査（平成14～15年度）

海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老一桑名一四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を実施した。

オ 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成23～25年度）

海溝型地震では、南海トラフ地震として規模の異なる①過去地震最大モデルによる地震・津波、②理論上最大想定モデルによる地震・津波を想定地震として、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえた被害予測調査を実施した。

(4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。調査項目は複雑多岐にわたるが、①大震火災対策、②避難場所及び避難路、③自主防災組織等について重点的に実施することとする。

(5) 防災カルテ等の整備

町は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

(6) 地籍調査

町は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

2 調査研究成果の活用

調査研究成果については、「ハザードマップ」等により町民に周知し、災害への対策と被害の減少に活用するものとする。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

- 町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
町	○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 ○国又は他市町村職員の派遣要請			
係 機 関 防 災 関	○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 災害対策本部及び 警戒班の設置・運 営	町	1(1) 組織及び活動体制 1(2) 町災害対策本部設置又は廃止の県等への報告
	防災関係機関	2 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備
第2節 部別の所掌分掌	町	部別の所掌分掌表
第3節 職員の非常配備	町	職員の非常配備基準
第4節 町本部が設置され る以前の活動	町	1 初動体制確立にあたっての役割 2 大規模な災害による混乱期の活動 3 主な活動の時間的な流れ

第5節 職員の派遣要請	町	1(1) 国及び県の職員の派遣要請 1(2) 他市町村の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求 1(4) 被災市町村への町職員の派遣
第6節 災害救助法の適用	町	2(1) 救助の実施 2(2) 県が行う救助の補助
	日本赤十字社 愛知県支部	3 救助の実施

第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営

1 町における措置

町は、町の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、県、他市町村、指定地方行政機関、町内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行うため、町長（本部長）の命により町災害対策本部（以下、町本部）を設置する。

警戒班は、災害が発生又は発生するおそれがある場合で、町本部を設置するに至らない場合に設置するもので、町本部に準ずる活動を行う機関である。

(1) 組織及び活動体制

町長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(2) 町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

町長は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
県災害対策本部	県高度情報通信ネットワーク、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）	総務対策部
災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）	県高度情報通信ネットワーク、加入電話	
住民 （町内会（区）長等） （自主防災組織）	町防災行政無線、加入電話、伝令、報道機関を通じて公表 町防災行政無線、加入電話、伝令 町防災行政無線、加入電話、伝令	
自衛隊	加入電話	
蟹江警察署	加入電話	
報道機関	加入電話	

2 警戒班の設置

警戒班は、災害時には以下の場合に設置するものである。

- (1) 町において震度4の地震が発生したとき
- (2) その他本部長が必要と認めたとき

なお、警戒班は、町本部が設置された場合には、町本部の指示に基づく体制に速やかに移行する。

3 警戒班の組織

警戒班は、副町長、消防長、総務部長、産業建設部長、安心安全課長、非常配備当番班長及び班員により構成され、以下の活動を行う。

- (1) 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること
- (2) 町民に対する避難の指示等に関すること
- (3) その他の機関及び他市町村に対する応援要請に関すること
- (4) 緊急に処置すべき事項の決定、指示に関すること
- (5) 応急対策上重要な事項の協議、進言に関すること
- (6) 町本部設置についての進言に関すること
- (7) その他災害対策に関する重要な事項

また、警戒班の事務局は、安心安全課が行う。

4 町本部の設置

町長は、災害対策基本法第23条の2に基づき、以下の場合に町本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。本部長不在の場合には、副本部長の命により設置する。

- (1) 町において震度5弱の地震が発生したとき
- (2) 町において震度5強以上の地震が発生したとき（自動指令）
- (3) その他本部長が必要と認めたとき

また各防災関係機関は地震災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

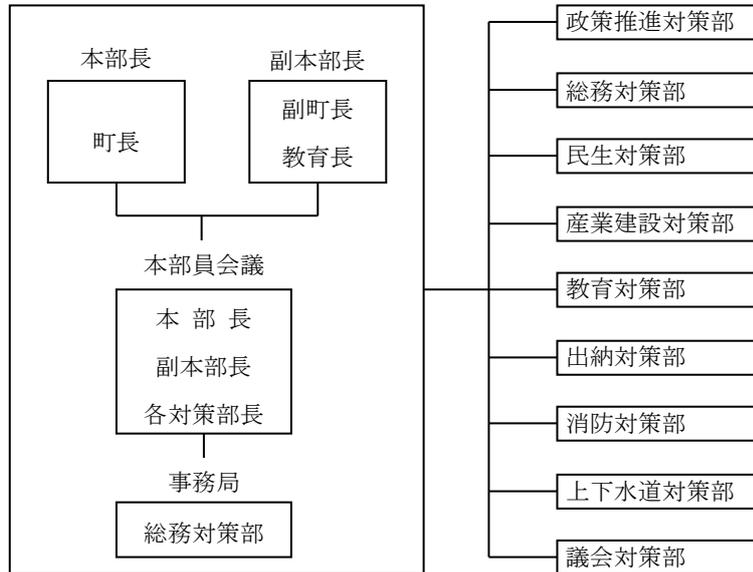
防災行政無線等による配備命令の例文

震度4	ただ今〇〇を震源地とした地震が発生しました。震度4でした。第一非常配備を指令します。職員は、負傷者がいないか確認してください。
震度5弱	ただ今〇〇を震源地とした地震が発生しました。震度5弱でした。第二非常配備を指令します。職員は、負傷者がいないか確認してください。各部の事務分掌に基づいて活動に取り組んでください。各部長は、町本部室に至急集合してください。
震度5強以上	ただ今〇〇を震源地とした地震が発生しました。震度5強でした。第三非常配備を指令します。配備職員は、負傷者がいないか確認し、各部の事務分掌に基づいて活動に取り組んでください。各部長は、町本部室に至急集合してください。

5 町本部の組織

(1) 町本部組織図

町本部は、次の組織によるものとする。



6 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、部長で組織し、災害対策の基本的な事項について協議する

(1) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- イ 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 本部長の町民に対する避難の指示等に関すること。
- エ 自衛隊に対する災害派遣要請の要求に関すること。
- オ その他の機関及び他市町村に対する応援要請に関すること。
- カ 災害対策に要する経費の処置方法に関すること。
- キ その他災害対策に関する重要な事項。

(2) 留意事項

- ア (1)「協議事項」に関する協議が必要な場合には、本部長（不在の場合には副本部長）の命により開催する。
- イ 本部員会議は特別の指示がない限り役場で開催するものとする。
- ウ 各部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- エ 各部長は必要により課長その他所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- オ 各部長は会議の招集を必要と認めるときは総務部長にその旨申し出るものとする。

(3) 決定事項の周知

会議決定事項のうち、本部長または各部長が職員に周知を要すると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(4) 事務局

町本部の事務局は、総務対策部が行う。

7 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(3) 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 部別の所掌分掌

部名	所掌事務
政策推進対策部	(1) 広報及び問い合わせに関すること (2) 商工業に関すること (3) 生活必需品、食料等の調達に関すること
総務対策部	(1) 町本部に関すること (2) 警戒班に関すること (3) 自衛隊派遣要請に関すること (4) 各部の連絡調整に関すること (5) 防災会議、その他防災関係機関への連絡に関すること (6) 災害情報、被害情報の収集・伝達・とりまとめに関すること (7) 庁舎の停電に関すること及び通信に関すること (8) 義援物資の受付に関すること (9) 庁舎及び町有施設の災害対策に関すること (10) 災害による町税の軽減若しくは免除又は徴収猶予に関すること (11) 災害による町税の減収見込みに関すること (12) 緊急輸送に関すること (13) 建物被害調査に関すること (14) 愛知県職員（災害応急対策要員）の受入に関すること (15) 防災会議、地域防災計画に関すること (16) 災害対策の予算及び資金に関すること (17) 自主防災組織に関すること (18) その他他部に属さないこと

部名	所掌事務
民生対策部	(1) 避難所活動等に関する事 (2) 罹災証明書の交付に関する事 (3) 被災者台帳の作成に関する事 (4) 被災者の生活再建支援に関する事 (5) 義援金、義援物資、食料、生活必需品の配布に関する事 (6) 災害ボランティア活動等に関する事 (7) 災害に関連する行旅病人及び行旅死人の援護に関する事 (8) 災害弔慰金の支給及び福祉資金の貸付に関する事 (9) 保育所の被害調査及び応急復旧に関する事 (10) 要配慮者に関する事 (11) 医療及び助産に関する事
産業建設対策部	(1) 農業に関する事 (2) 土木関係施設に関する事 (3) 河川及び水路の水防及び地盤災害予防に関する事 (4) 土木技術による被災者の救出に関する事 (5) 住宅、公共建築物に関する事 (6) 災害時における廃棄物の処理及び清掃に関する事 (7) 遺体捜索及び処理に関する事 (8) 防疫及び環境衛生に関する事
教育対策部	(1) 児童・生徒の安全確保及び災害後のケアに関する事 (2) 教育関係施設の被害調査、応急復旧及び応急教育に関する事 (3) 教育関係施設における避難所の開所及び運営の協力に関する事 (4) 被災児童・生徒の学校給食に関する事 (5) 炊出し指導に関する事 (6) 教育関係団体、生涯学習団体との連絡調整に関する事 (7) 文化財の保護に関する事
出納対策部	(1) 義援金の受付、出納に関する事 (2) 義援物資の出納に関する事 (3) 災害救助に要する経費に関する事
消防対策部	(1) 消防団に関する事 (2) 水火災防御に関する事 (3) 救急に関する事 (4) 危険物の保安に関する事 (5) 気象観測に関する事
上下水道対策部	(1) 飲料水の供給に関する事 (2) 水道施設等の被害調査及び応急復旧に関する事
議会対策部	災害時における議会活動に関する事

第3節 職員の非常配備

1 職員の非常配備

職員の非常配備基準は、次の通りとする。

種別	配備内容	配備時期
第1非常配備	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため連絡要員を配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に円滑に移行できる体制とし、非常配備班長及び若干名の班員による体制とする。 (警戒班を設置する。)	(1) 町において震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき (3) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき (4) その他本部長が必要と認めたとき
第2非常配備	町本部を設置し、各対策部の所要の人員をもってあたる体制とする。	(1) 町において震度5弱を観測した地震が発生したとき (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき (3) 東海地震注意情報が発表されたとき (4) その他本部長が必要と認めたとき
第3非常配備	町本部を設置し、所要人員の全員をもってあたる体制とする。	(1) 町において震度5強以上を観測した地震が発生したとき（自動指令） (2) 東海地震予知情報が発表されたとき (3) その他本部長が必要と認めたとき

※ 小中学校は教育委員会の定めるところによる。

※ 平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

2 非常配備の内容

「1 職員の非常配備」の基準により非常配備体制がとられた場合の非常配備については、以下のように定める。

配備基準	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備
本部位制	副町長 産業建設対策部 消防長、安心安全課長 非常配備当番班長	災害対策本部 本部長 副本部長 本部員会議(全部長)	災害対策本部 本部長 副本部長 本部員会議(全部長)
配備内容	①総務課 政策推進課 2課により編成する1、2班のうちの1班 ②総務課 政策推進課 部内により編成する1、2班のうちの1班 ③消防本部 (別に定める) ④非常配備当番班 ①～③を除く各部・各課の人員により編成した班のうちの必要数	政策推進対策部 総務対策部 民生対策部 産業建設対策部 教育対策部 出納対策部 消防対策部 上下水道対策部 議会対策部	政策推進対策部 総務対策部 民生対策部 産業建設対策部 教育対策部 出納対策部 消防対策部 上下水道対策部 議会対策部
備考	小中学校は教育委員会の定めるところによる	各対策部の所要の人員による体制であり、災害の状況に応じて柔軟に必要な人員を確保する。 (町本部において決定する。)	小中学校は教育委員会の定めるところによる

(1) 非常連絡

非常配備の種別に応じて配備要員への連絡を行う。

なお連絡方法は、通常勤務時間内においては庁内放送により行うものとし、それ以外の時間においては職員に対して事前に定めた非常連絡等の方法により行うものとする。

(2) 職員の参集

職員は、非常配備基準及び非常配備体制に基づいて、災害発生時若しくは災害の発生するおそれのあるときには参集する。

(3) 参集不可能時の行動

災害が大規模で、道路の損壊等により事前に定められた活動場所に参集できない場合には、役場若しくは最寄りの町機関に参集し、活動を行う。

第4節 町本部が設置される以前の活動

1 初動体制確立にあたっての役割

(1) 総務部長

町長、二役等と連絡・調整を行いつつ警戒班及び災害対策本部の設置について町長に進言する。

(2) 消防長

消防本部における初期災害対策活動を指揮する。

(3) 産業建設部長

総務部長と調整しつつ産業建設部内における初期災害対策活動を指揮する。

(4) 安心安全課長、非常配備当番班長

警報発令等とともに登庁し、情報連絡活動等を行うとともに、災害に対する警戒のために必要な人員を確保する。

(5) 土日祝日及び夜間の当直者

警報発表等災害情報を安心安全課長、非常配備当番班長に連絡するとともに、非常配備当番班長が登庁するまでの間、情報連絡活動等を行う。

班長が登庁できない場合には、その代理に連絡し、登庁を要請する。

2 大規模な災害による混乱期の活動

激甚な災害が発生した場合、町本部の設置に時間を要する可能性がある。また、担当職員の被災、道路交通網の寸断、通信連絡網の損壊・輻輳などによっても町本部の設置に遅延が見込まれる。

このため、町本部設置までの間の臨時の活動体制を次のように定める。

町本部が設置される以前に到着した職員は、庁内で情報の収集、連絡活動等の初期活動を行う。

(1) 職員は、指示により活動するものとし、自らの判断で出動するなどしてはならない。

(2) 本部長等幹部職員が被災等により不在の場合には、服務規定により次位の役職者が代理を務める。

(3) 職員数の不足等によって町本部の活動に支障をきたすときは、人命救助、水・食料等の確保、避難所の開設等を最重点として活動を行う。

なお、大規模な災害発生時において、町本部の設置が遅延した場合や、活動にあたる職員数が不足した場合には、「3 主な活動の時間的な流れ」に掲載した活動のうち、重要なものについて職員により協議し実施する。

3 主な活動の時間的な流れ

災害発生直後の応急対策活動については、人員の確保状況が流動的であり柔軟に必要な人員を配置する必要がある。

また、被災現場での救出活動も重要であるが、全職員が現場対応に追われ、活動体制を充実させる取組みが遅れてしまうマイナス面も大きく、各職員が、自己の任務の重要性を確認して活動を行う必要がある。

そのため、応急対策活動の時間的な流れを次に整理し、参考とする。

なお、活動の緊急性については、災害の状況と、応急対策活動の状況により左右されるため、以下はあくまでも一般的なものに過ぎない。

時期	主な応急活動対策
I. 初動対応期 地震発生後 24 時間 以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動体制の確立・重要事項の決定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 町本部の設置に関する決定 (2) 避難の指示等に関する決定 (3) 広域応援要請及び自衛隊への応援要請に関する決定 (4) 災害救助法適用の申請 2 情報収集・伝達及び住民への情報伝達 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害状況及び活動状況等情報の収集と伝達 (2) 被害全体状況、生命維持に関する情報等の住民への広報 (3) 安否確認 (4) 住民からの問い合わせへの対応 3 消火、救助・救急及び医療 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生き埋め者等の救出活動 (2) 傷病者、病人等の救急医療活動 (3) 救護所の設置 (4) 消火活動の実施及び消防応援の要請 4 緊急輸送 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路、橋梁等の被害状況の把握 (2) 緊急輸送路の確保 (3) 道路における障害物の除去 (4) ヘリポートの被害状況の把握及び設置 (5) 交通規制の実施及び周辺部での交通状況の把握 (6) 人員、物資、傷病者等の輸送 5 避難 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難所開設状況の把握 (2) 避難場所・避難所の開設及び運営 6 要配慮者対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安否確認及び緊急介護

時期	主な応急活動対策
	(2) 要介護者の被災状況等の把握 (3) 避難所での要配慮者ケア 7 生活安定 (1) 飲料水、食料及び生活必需品の確保と供給 8 遺体対応 (1) 火葬場等施設の被害状況の把握 (2) 棺、ドライアイスの確保 (3) 遺体安置場所の確保 9 防疫、清掃及び保健衛生 (1) 避難所等への仮設トイレの設置 (2) ごみ処理場等の被害状況の把握 (3) 廃棄物処理計画の立案と仮置場の選定 10 ライフライン等の応急復旧 (1) 各ライフライン被害状況の把握 11 二次災害防止及び被災地における安全確保 (1) 県へ建築物応急危険度判定士の派遣要請 12 ボランティア活動の支援 (1) 災害ボランティアセンターの設置及びボランティア募集 (2) 活動拠点の提供
II.地震発生後 24時間～72時間以 内	1 活動体制の確立・重要事項の決定 (1) 町本部活動状況の把握と調整 (2) 広域応援の受入 (3) 応急対策実施のための関係機関との調整等 2 情報収集・伝達及び住民への情報伝達 (1) 被害状況及び活動状況等情報の収集と伝達 (2) 被災者の生活情報の収集、伝達 (3) 広報紙の発行、配布 (4) 要配慮者への広報活動 (5) 住民からの問い合わせへの対応 3 消火、救助・救急及び医療 (1) 生き埋め者等の救出活動 (2) 傷病者、病人等の救急医療活動 (3) 高度医療機関への搬送 (4) メンタルケア (5) 被災者の診療及び健康管理 (6) 消火活動の実施 4 緊急輸送 (1) 交通規制の実施及び緊急輸送路の確保 (2) 道路における障害物の除去 (3) 交通状況の把握及び交通規制の実施 (4) 人員、物資、傷病者等の輸送 (5) 食料、飲料水等の輸送 5 避難 (1) 避難所の運営

時期	主な応急活動対策
	(2) 避難所の衛生管理、食中毒対策・指導 (3) 避難所への医薬品、生活必需品の供給 (4) 被災者への避難所運営への協力要請 6 要配慮者対策 (1) 安否確認及び緊急介護 (2) 要介護者の施設への収用 7 生活安定 (1) 飲料水、食料及び生活必需品の確保と供給 (2) 炊き出し実施の検討 8 遺体対応 (1) 遺体の搬送 (2) 火葬場の確保 9 防疫、清掃及び保健衛生 (1) 避難所以外への仮設トイレの設置 (2) し尿及びごみ収集処理 10 ライフライン等の応急復旧 (1) ライフライン復旧のための調整 (2) 各ライフライン復旧情報の把握 11 二次災害防止及び被災地における安全確保 (1) 建築物応急危険度判定調査の実施 12 ボランティア活動の支援 (1) ボランティアへの情報提供 (2) ボランティアコーディネーターによる災害ボランティアセンターの運営
III.地震発生後 1週間以内	1 活動体制の確立・重要事項の決定 (1) 町本部活動状況の把握 (2) 広域応援の受入 (3) 応急対策実施のための関係機関との調整等 2 情報収集・伝達及び住民への情報伝達 (1) 被害状況及び活動状況等情報の収集と伝達 (2) 被災者の生活情報の収集と伝達 (3) 広報紙の発行、配布 (4) 要配慮者への広報活動 (5) 住民からの問い合わせへの対応 (6) 町外避難者への情報提供 (7) ライフライン復旧情報等の収集と伝達 3 消火、救助・救急及び医療 (1) 生き埋め者等の救出活動 (2) 傷病者、病人等の救急医療活動 (3) 高度医療機関への搬送 (4) メンタルケア (5) 被災者の診療及び健康管理 (6) 消火活動の実施 4 緊急輸送

時期	主な応急活動対策
	(1) 交通規制の実施及び緊急輸送路の確保 (2) 道路における障害物の除去 (3) 交通規制に関する関係機関との調整 (4) 人員、物資、傷病者等の輸送 (5) 食料、飲料水等の輸送 5 避難 (1) 避難所の運営 (2) 避難所の衛生管理、食中毒対策・指導 (3) 避難所への医薬品、生活必需品の供給 (4) 被災者への避難所運営への協力要請 (5) 避難所における風呂、洗濯等の対策 (6) 避難者の実態把握 6 要配慮者対策 (1) 要介護者への福祉サービスの提供 (2) 通訳（外国語、手話等）等の派遣 7 生活安定 (1) 飲料水、食料及び生活必需品の確保と供給 (2) 応急復旧した水道による生活用水の供給 (3) 炊き出し実施 (4) 義援物資の配給 (5) 罹災証明書の交付の準備 (6) 応急仮設住宅建設の準備 (7) 被災地住宅応急修理対策の準備 (8) 住宅障害物の除去の準備 8 遺体対応 (1) 遺体の引き渡しその他の対策等 9 防疫、清掃及び保健衛生 (1) 仮設トイレの管理 (2) し尿及びごみ収集処理 10 ライフライン等の応急復旧 (1) ライフライン復旧活動 11 二次災害防止及び被災地における安全確保 (1) 建築物応急危険度判定調査に基づく立入禁止等の措置 12 ボランティア活動の支援 (1) ボランティアへの情報提供 (2) ボランティアニーズの把握

第5節 職員の派遣要請

1 町における措置

- (1) 国及び県の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、知事及び指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

- (2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

町長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への町職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第6節 災害救助法の適用

1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会）における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村(県が委任)	
要配慮者の輸送	市町村(県が委任)	

(3) 町への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村(県が委任)	
要配慮者の輸送	市町村(県が委任)	
応急仮設住宅の設置	県(建築局)	
食品の給与	市町村(県が委任)	
被服、寝具の給与	市町村(県が委任)	
医療、助産	市町村(県が委任)	県(福祉局、保健医療局) 日本赤十字愛知県支部
被災者の救出	市町村(県が委任)	
住宅の応急修理	市町村(県が委任)	県(建築局)
学用品の給与		
	市町村立学校児童生徒分	市町村(県が委任)
	県立学校、私立学校等児童生徒分	県(県民文化局、教育委員会)
埋葬	市町村(県が委任)	
死体の搜索及び処理	市町村(県が委任)	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村(県が委任)	

(4) 救助の委任の留意点

町へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

2 町における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

町長は、町の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

- (1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。
- (2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第2章 避難行動

■ 基本方針

- 津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 町長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
台 気 象	○津波警報等の発表・伝達			→
	○地震に関する情報の発表・伝達			→
市 町 村	○伝達された情報等の住民等への周知徹底			→
	○沿岸市町村における津波の自衛措置			→
	○立退きの指示			
	○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 津波警報等の伝達	気象庁及び名古屋地方気象台	1(1) 津波警報等の発表及び伝達 1(2) 地震に関する情報等の発表及び伝達
	町	2(1) 情報等の内部伝達組織の事前整備 2(2) 伝達された情報又は町計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底 2(3) 地域衛星通信ネットワーク・町防災行政無線の活用 2(4) 長周期地震動に対する措置
第2節 避難情報	町	1(1) 避難情報の発令 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求
	水防管理者	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知（水防法第29条）
	蟹江警察署（警察官）	3(1) 警察官職務執行法第4条による措置 3(2) 災害対策基本法第61条による指示 3(3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項）
第3節 住民等の避難誘導等	町	2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援 2(3) 民生委員や地域住民との連携

第1節 津波警報等の伝達

1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。

(1) 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。(大津波警報は特別警報に位置づけられる。)

なお、津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。また、避難の継続や応急活動を支援するために、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることに加えて、津波の今後の見通し等についても伝達・解説するものとする。

(2) 地震に関する情報等

ア 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報(予報)を発表する。

なお、緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

イ 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地震に関する情報などを発表する。

2 町における措置

(1) 町は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

(2) 町は、情報等の伝達を受けたとき、又は町に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、町地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。

(3) 町は、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(4) 強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長周期地震動を感じた場合、次の措置をとる。

ア 町は自らの判断で、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。

イ 津波警報等の情報収集にあたっては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

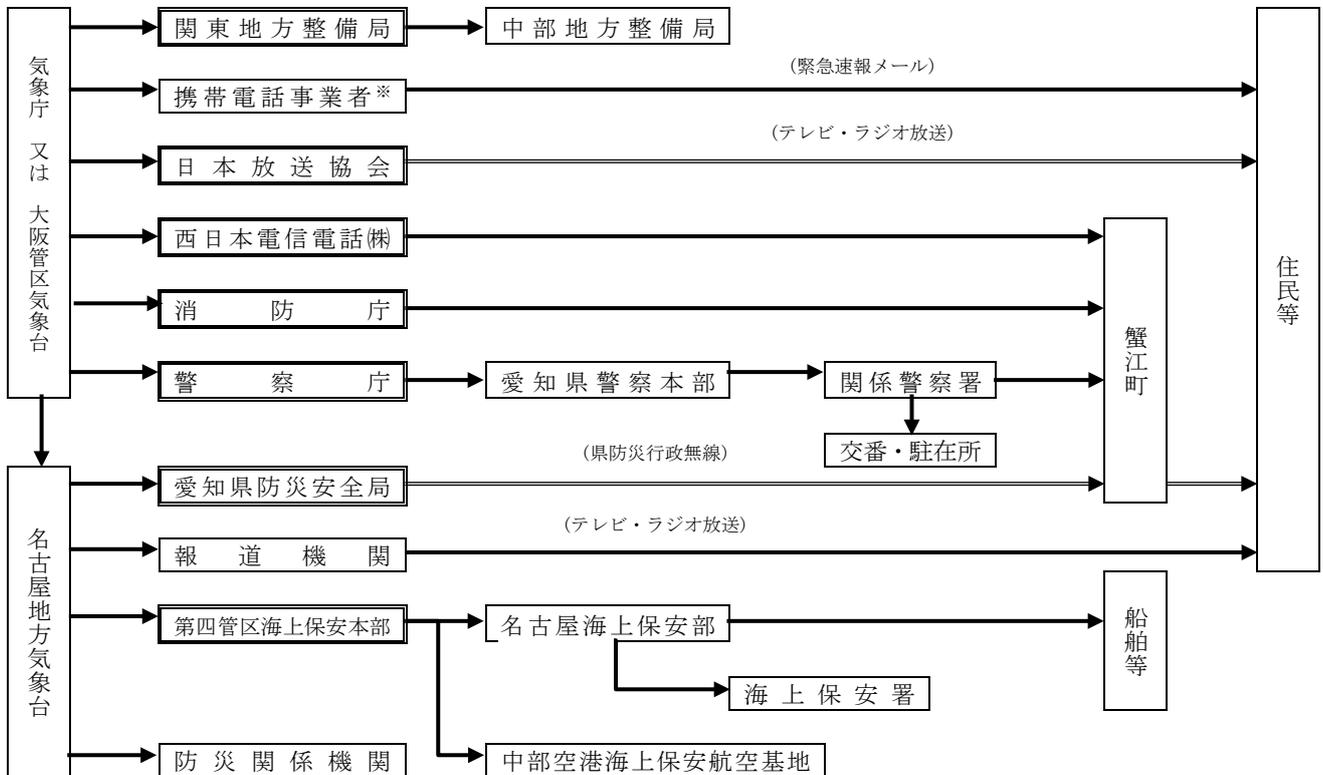
3 その他防災関係機関における措置

- (1) 気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに町、県と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。
- (2) 中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、町の警戒避難体制を支援する。

4 津波警報等情報の伝達

- (1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

津波警報等の伝達系統図

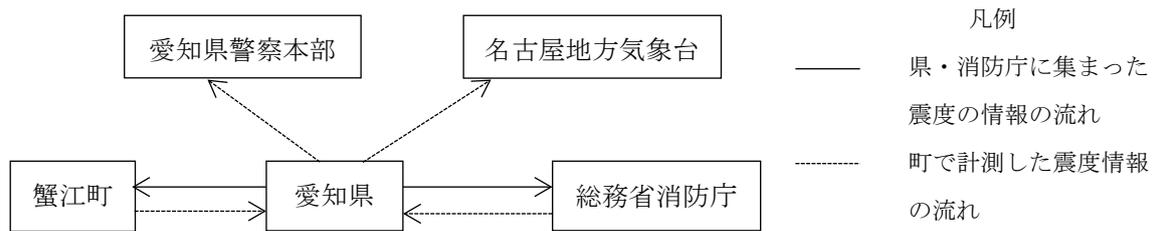


※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象事業法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先
注) 二重線の経路は、気象事業法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

- (2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。
- (3) 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図



5 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 町における措置

(1) 避難情報の発令

避難指示等に強制力は無く、住民自らの判断による自主的な避難が求められる。住民が適時適確な避難行動を判断できるように必要な情報を提供する。

ア 津波災害

津波警報等を覚知した場合、町長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

避難行動が危険と判断される場合には屋内安全確保を含め直ちに生命を守る行動を行う。

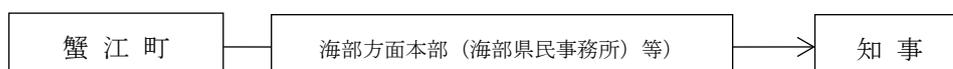
イ 地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

(2) 知事等への助言の要求

町長は、避難のための立退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台（気象防災アドバイザー等）、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



3 蟹江警察署（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

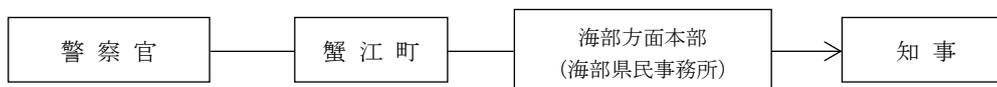
町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2)の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）



4 避難の指示の内容

町長又は警察官・自衛官（以下「指示者」という。）は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

5 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会（区）長等を通じ住民に周知徹底を図るものとする。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) サイレンの吹鳴による伝達

同報系防災行政無線のサイレンの吹鳴により避難情報を伝達する。

避難情報	サイレン吹鳴	
警戒レベル4 避難指示		約3秒の吹鳴を約2秒の間隔で5回繰り返す。
警戒レベル5 緊急安全確保		約10秒の吹鳴を約5秒の間隔で5回繰り返す。

(3) 関係機関の相互連絡

町・県・警察・自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

(1) 町職員・消防職員・警察官その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

この場合、町内会（区）長等地域の代表者は協力するものとする。

(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会区ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。

(4) 町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはそ
の障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 町及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 町、県及び関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
町	○被害状況等の情報収集及び県	への報告	→	→
	○即報基準に該当する災害の報	告	→	→
	○住民への災害広報		→	→
	○相談窓口等の開設		→	→
報道機関	○災害広報の依頼に対する協力		→	→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被害状況等の収集・伝達	町	1(1) 被害情報の収集 1(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1(3) 行方不明者の情報収集 1(4) 火災・災害即報要領に基づく報告 1(5) 被災者台帳の作成
第2節 通信手段の確保	町、県、防災関係機関	1 通信手段の確保
第3節 広報	報道機関	2 災害広報の依頼に対する協力
	各機関（各防災関係機関を含む）	3(1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 3(2) 住民への災害広報

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 町における措置

(1) 被害情報の収集

町長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

町は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、町長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で安否不明・行方不明となった者について、蟹江警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害即報要領に基づく報告

ア 町は、火災・災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

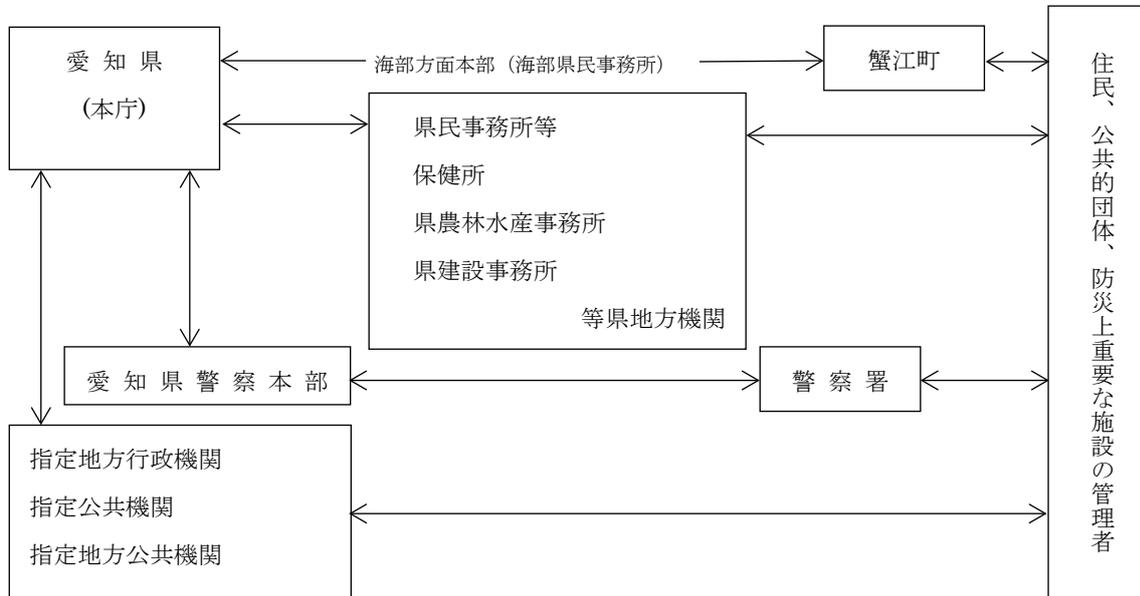
(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項

等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。
- (3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

3 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

町、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

町、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

4 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するものとする。なお、県防災行政無線設置機関にあつては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

5 被害状況の照会・共有

(1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、貯水池、ため池、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

1 町、県（防災安全局、関係局）及び防災関係機関における措置

(1) 無線通信機器の配置と集中統制運用

総務対策部及び消防対策部は、災害対策時に活用する県防災行政無線、町防災行政無線、消防用無線、救急無線等の無線通信機器等の状況を把握し、総合的に管理する。

なお、以上の無線通信によっても通信が十分に行うことができない場合には、他の防災機関等に通信の依頼を行うなどの対策を行う。

(2) 愛知県防災行政無線

県から発信される災害に関する情報は、県防災行政無線により受信する。

(3) 衛星通信施設の使用

町、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合

には、地域衛星通信ネットワークの一環である衛星通信施設を活用し、映像を含む情報の伝達に努める。

(4) 町防災行政無線

緊急を要する町内の通信連絡は、防災行政無線を利用して行う。なお、配置場所は、「付属資料」に示す。(⇒「付属資料 2.1 行政無線局設置箇所及び無線呼出番号表」)

防災行政無線は、災害現場からの情報の収集、各部署への指揮命令の伝達、住民への避難の指示等の伝達などのために活用される。

(5) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(6) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

(7) 防災相互通信用無線局の使用

町、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(8) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、町・県の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(ロ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(9) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

すでに、町役場の電話(95-1678,95-1679)は、災害時優先電話として登録されており、被災地及び途中の電話設備が全く機能しなくなる限り利用できる。

(イ) 非常扱いの電報

天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

利用できる通信の内容は、非常通話及び緊急通話に準ずる。利用方法は、受付電話番号の(115)に電話し、非常又は緊急であることを告げる。

(ロ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(10) 放送の依頼

町長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者(受託放送事業者を除く。)に災害に関する通知、要請、伝

達、警告及び予警報等の放送を依頼（町長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(11) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

(12) その他の通信連絡手段

以上の通信手段のほかに、消防本部が有する消防無線、救急無線が整備されている。

これらについては、それぞれの業務目的に応じた利用が行われるものであるが、町本部において必要な通信については、これらの一時的な利用も検討する。

また本町のアマチュア無線により災害支援活動を希望される方とは、災害時を想定した通信訓練等を実施し、災害時の協力体制を平常時から構築しておく。

町の通信機器等が有効に機能せず、他機関の保有する専用電話等も利用できない場合には、アマチュア無線通信を活用する。

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ 防災行政無線
 - ウ コミュニティ FM やケーブルテレビの放送
 - エ Web サイト掲載による情報提供
 - オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
 - カ 広報紙等の配布
 - キ 広報車の巡回
 - ク 掲示板への貼紙
 - ケ その他広報手段

4 広報の体制

- (1) 政策推進対策部は、地震発生後の避難情報の伝達を住民に対して速やかに実施するとともに、その他の情報（生活情報、復旧情報、避難所情報、復興情報等）の総合的な広報活動を実施する。
- (2) 各対策部は、町本部に災害情報、生活情報等を報告する。

5 広報内容

- (1) 広域災害広報
各機関（町を除く。）は、次の事項について広報を実施する。
 - ア 災害発生状況
 - イ 津波に関する情報
 - ウ 道路情報
 - エ 公共交通機関の状況
 - オ 電気・ガス・水道等公益事業施設状況
 - カ 給食・給水実施状況
 - キ 衣料・生活必需品等供給状況
 - ク 河川・港湾・橋梁等土木施設状況
 - ケ 住民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- (2) 地域災害広報
町は、次の事項について広報を実施する。
 - ア 災害発生状況
 - イ 津波に関する状況
 - ウ 災害応急対策の状況
 - エ 交通状況
 - オ 給食・給水実施状況
 - カ 衣料・生活必需品等供給状況
 - キ 地域住民のとりべき措置
 - ク 避難の指示
 - ケ その他必要事項

6 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
 - ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。
特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
 - イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報伝達手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や Web サイトの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

ア 災害関係記事又は番組

イ 災害関係の情報

ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組

エ 関係機関の告知事項

7 町民からの問い合わせへの対応

問い合わせ全般については、政策推進対策部が対応するが、行政手続き、行政からの支援等に関する問い合わせについては、民生対策部が対応する。

(1) 相談窓口の設置

民生対策部は、必要に応じて公共施設、避難所等に相談窓口を設置する。相談内容等については、必要に応じて町本部において各対策部が共有し、迅速な対応に努める。

(2) 被災者の支援

被災者の支援については、「第4編 災害復旧・復興 第5章 被災者等の生活再建等の支援」による。

第4章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
町	○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置			
隊 自衛	○災害派遣			→
機関 防災関係	○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼			→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	町	1(1) 知事に対する応援要求等 1(2) 他市町村長に対する応援要求
	防災関係機関	2(1) 防災関係機関相互における応援要求又は応急措置の要請 2(2) 災害対策上必要な資料又は調査の成果の相互交換
第2節 応援部隊等による広域応援等	町	1(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1(2) 県に対する海上保安庁の応援要請の依頼

第3節 自衛隊の災害派遣	自衛隊	1 災害派遣
	町又は関係機関	2 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 依頼
第4節 ボランティアの受入	町	1 災害ボランティアセンターの設置 4 NPO・ボランティア関係団体等との連携
第5節 防災活動拠点の確保等	町、県	2 防災活動拠点の確保等
第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	町、県、防災関係機関	(1) 緊急輸送ルートの確保 (2) 救助・救急、消火活動 (3) 災害医療活動 (4) 物資調達 (5) 燃料供給

第1節 応援協力

1 町における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、町長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市町村長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、町、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

- (1) 国から町又は県に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から町または県に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。
(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 町における措置（緊急消防援助隊等）

- (1) 緊急消防援助隊等の応援要請
 - ア 町長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
 - イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
 - ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。
- (2) 海上保安庁の応援要請の依頼
 - ア 町長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。
 - イ 依頼は、次の事項を明らかにした要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。
 - (ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由
 - (イ) 応急措置を希望する期間
 - (ウ) 応急措置を希望する区域
 - (エ) 活動内容
 - a 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
 - b 巡視船を活用した医療活動場所の提供
 - c 巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
 - d その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援 等
 - (オ) その他参考になるべき事項（使用可能岸壁等）

2 応援要員の受入体制

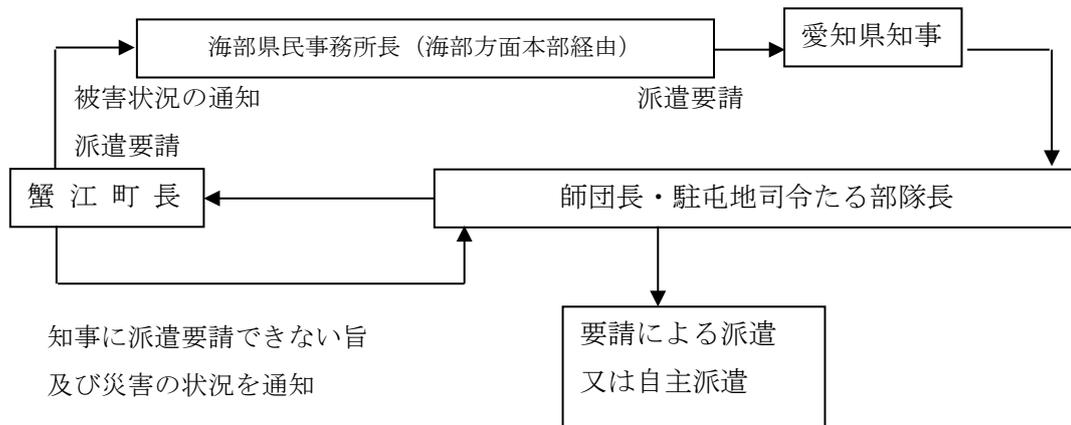
防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の町長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。
- (2) 陸上自衛隊第10師団長等は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。

この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。



- (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※
	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

※ただし、県西部(尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多)の連絡・調整は第35普通科連隊長担任

(5) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(6) 連絡要員の派遣

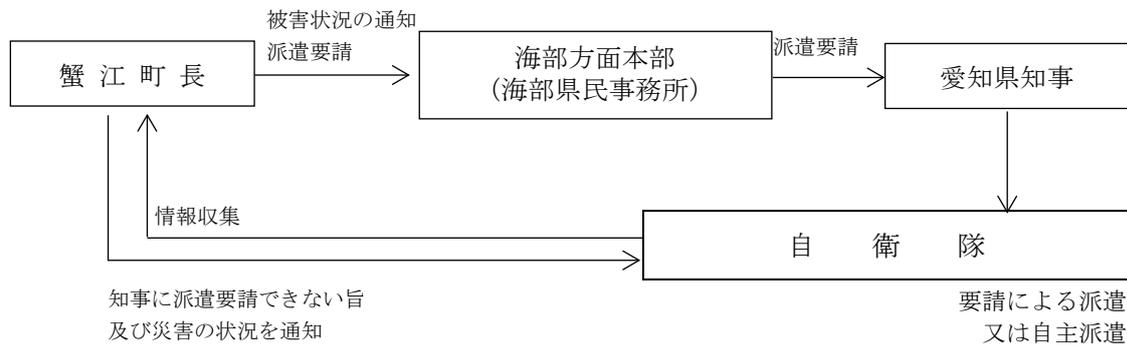
自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

2 町又は関係機関における措置

(1) 町長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(付属資料9様式類9.7様式2「災害派遣要請依頼書」による)

3 災害派遣要請手続系統

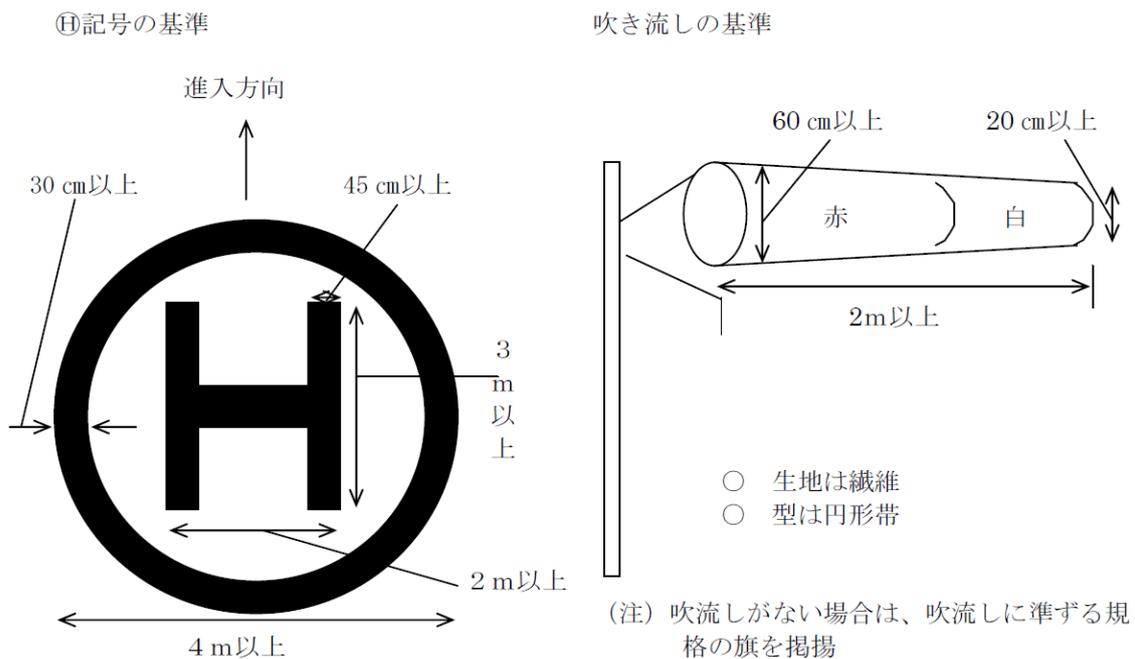


(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、海部方面本部（海部県民事務所）へも連絡すること。

4 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、町長は関係機関の長に受入体制を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた町又は関係機関相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。
- (2) 受入側の町長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めるものとする。
 - ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を準備する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、ヘリポート可能箇所の選定基準に留意し万全の体制を期する。
- (ア) 事前の準備
 - a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
 - b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
- (イ) 受入時の準備

- a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又ははてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。



5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 町・県が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

1 町における措置

- (1) 町は、災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を速やかに設置する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) ボランティアセンターに配置された職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、町災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

2 ボランティアセンターの開設

民生対策部は、速やかにボランティアセンターの開設及びコーディネーターの確保を蟹江町社会福祉協議会に要請する。

- (1) ボランティアセンターの開設場所は、次の場所とする。

ア 住所：蟹江町大字西之森字海山326番地3

名称：蟹江町多世代交流施設

電話：0567-95-0026

イ 住所：蟹江町学戸三丁目17番地

名称：学戸ふれあいプラザ

電話：0567-96-2116

ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンターの決定に委ねる。

民生対策部は、ボランティアセンターの運営に協力するとともに、町災害対策本部との連絡・調整にあたる。

- (2) ボランティアセンターの業務

ボランティアセンターにおいては、以下の業務を行う。

ア ボランティアの登録及び管理を行う。

イ 町本部、被災者等からの依頼に基づき、ボランティアの派遣を行う。

ウ ボランティア団体の情報収集及び各ボランティア団体間の調整を行う。

エ ボランティアの募集について、広報紙、マスコミ等を通じて行う。

- (3) ボランティアの受入れ

医療関係者、建築士、通訳等専門的な技能を有するボランティアや災害発生時に専門的に活動する災害ボランティアについては、ボランティアセンターが受付後、各部からのニーズに基づき派遣する。

- (4) ボランティア活動への支援

ボランティア活動に対して次の支援を行う。

ア 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

イ ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資機材及び活動の拠点を提供

する。

ウ ボランティア活動に従事する者に対してボランティア保険の加入手続きを行う。

3 コーディネーターの役割

- (1) 町のボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
 - ア 災害対策本部やNPO・ボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
 - エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
 - オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

4 NPO・ボランティア関係団体等との連携

町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

- (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

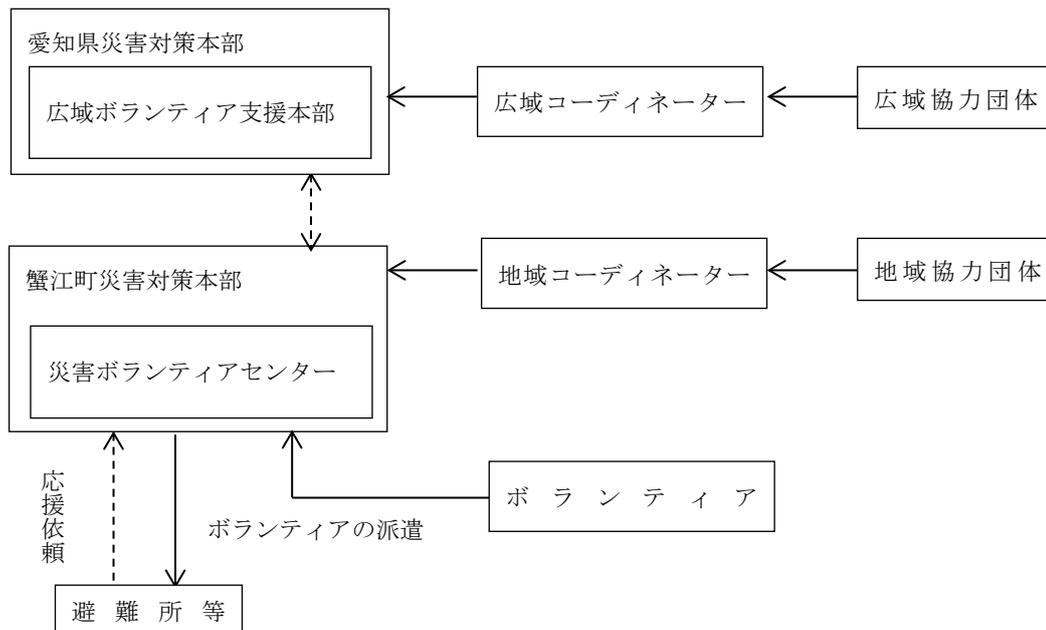
日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティ

アセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

(2) その他のボランティア団体等

愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門校、各種団体、県外からのボランティア

<ボランティア受入れの流れ>



第5節 防災活動拠点の確保等

1 町及び県における措置

- (1) 町は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、町又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

2 防災活動拠点の確保等

(1) 地区防災活動拠点

町及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。

なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。

物資の輸送拠点について、町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム(B-PLo)を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める

ものとする。

また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

受援及び応援のための集結・集積活動の拠点は、「付属資料」に示す。

(⇒「付属資料 p 364 緊急輸送路線図、p 365 防災活動拠点の指定」)

表1 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災活動拠点(町)	2 地域防災活動拠点(県) ^(※)	3 広域防災活動拠点(県)	4 中核広域防災活動拠点(県)	5 航空広域防災活動拠点(県)	6 臨海広域防災活動拠点(県)	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点	
設置主体	町	県、及び政令市	県及び政令市	県				
災害想定 の規模	町区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	複数の市町村に 及ぶ災害 ・相当規模の林 野火災 ・相当規模の風 水害、 土砂災害等	広域の市町村 に及ぶ災害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に 及ぶ災害 ・大規模な地震 災害 ・大規模な風水 害等	
応援の 規模	隣接 市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			中部・全国の都 道府県等	
役割	町内の 活動拠点	郡単位、広域圏 単位の活動拠点	広域、全県的な 活動拠点	全県で中心と なる活動拠点	主に空輸さ れる要員、 物資の集積 拠点	海上輸送 される要 員、物資の 揚陸・集積 拠点	広域、全県的な 活動拠点	
拠点数	町で 1か所程度	郡又は圏域単位 で 1か所程度	県内に数か所 程度	県内に1か所 程度	県内に1か 所程度	県内に3か 所程度	県内に4か所	
要件	面積	1ヘクタール程 度以上 できれば中型ヘ リコプターの離 着陸が可能	3ヘクタール 程度以上 中型ヘリコプタ ーの離着陸が可 能	10ヘクタール 程度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能で、複数 機の駐機が可 能	30ヘクタール 程度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能で、相当 機の駐機が可 能	中型ヘリコ プターの離 着陸が可能 で、相当機 の駐機が可 能	ストック ヤード 10ヘクタ ール程度 以上	1ヘクタール程 度以上 大型・中型ヘリ コプターの離着 陸が 可能
	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施設 等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万ト級以 上の船舶 の係留施設	倉庫等

※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

表2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	町・県
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	町・県
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	町
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

表3 「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画

分類	機能
前進拠点	東海地震警戒宣言時に、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点
進出拠点	地震発生後、各部隊が被災地に進出する際、強化地域内当の拠点に一時集結する拠点
活動拠点	部隊が被災地において活動するに当たり、宿営等を行う拠点
広域物資拠点	非被災地域から物資を輸送する拠点

第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

1 町、県（防災安全局、保健医療局、建設局、都市・交通局）、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

町、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに知事の事務の一部を行うこととされた町長）、蟹江警察署、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町		<ul style="list-style-type: none"> ○救出活動 → ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請 	
中部地方整備局、 高速道路会社		<ul style="list-style-type: none"> ○救出・救助活動拠点の確保 	
関係機関		<ul style="list-style-type: none"> ○応援要求への協力 → ○避難救出活動への協力 → ○航空機の運用調整への協力 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	町	1(1) 救出活動 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 広域的な消防部隊の応援要請 1(4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮
	蟹江警察署	2(1) 救出救助活動 2(2) 災害救助犬の出動要請
	中部地方整備局、 高速道路会社	5(1) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援 5(2) 高速道路のサービスエリア等の使用
	災害発生事業所等	6 自衛消防隊等による救出活動
	関係機関	7 応援要求への協力
第2節 航空機の活用	町	2 防災ヘリコプターの応援要請

第1節 救出・救助活動

1 町における措置

- (1) 町は、蟹江警察署・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた町長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。
- (5) 保健センターに救護所を設置する。

2 蟹江警察署における措置

- (1) 蟹江警察署は、町と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 蟹江警察署は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。

3 県（防災安全局）における措置

- (1) 県は、自ら救出の実施又は町からの応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (2) 県は、町の実施する救出につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (3) 県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。
- (4) ゼロメートル地帯では、津波等により広範囲が浸水し、長期間湛水するとともに、既存の防災活動拠点が浸水する可能性があることから、県は、ゼロメートル地帯において、県や町、消防、自衛隊等が迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための「広域防災活動拠点」をあらかじめ整備する。

4 県公安委員会における措置

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置

- (1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

(2) 高速道路のサービスエリア等の使用

高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。

6 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

7 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

8 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

9 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1町における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 航空機の活用

1 県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとされている。

(1) 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- ア 被害状況調査等の情報収集活動
- イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- エ 火災防御活動
- オ 救急救助活動

カ 臓器等搬送活動

キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

(2) 災害発生等による出動

県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

(3) 町等の要請による出動

市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。

ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。

イ 要請のあった市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合

ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(4) 事務委託

(1)～(3)の措置は、地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

(5) 他の防災航空隊との連携

県は、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

ア 本県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないうとき。

イ 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき。

2 町における措置

町長は、防災ヘリコプターの出動要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから航空機隊支援出動要請書を名古屋市消防長に提出する。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 災害発生現場の気象状況

(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

(6) 応援に要する資機材の品目及び数

(7) その他必要な事項

(連絡先)

名古屋市消防航空隊 電話 0568-28-0119

FAX 0568-28-0721

第6章 消防活動・危険性物質対策

■ 基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより住民、事業者あげて出火防止と初期消火を行う。
- 消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から住民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
町	<ul style="list-style-type: none"> ○火災全体状況の把握・対応 ○大震火災防御計画の樹立 ○広域的な消防部隊の応援要請 ○被害状況の把握及び県への連絡 ○応援の必要性等の県への連絡 ○周辺住民等への情報提供 			
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○延焼火災その他災害の防御 			
事業者の所有者、管理者又は占有者	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集及び防災要員の確保 ○応急措置及び通報 ○情報提供及び広報 			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 消防活動	町	1(1) 火災の全体状況の把握・対応 1(2) 大震火災防御計画の樹立 1(3) 広域的な消防部隊の応援要請
	消防団	2(1) 延焼火災その他災害の防御 2(2) 資機材等の整備の検討
第2節 危険物施設対策計画	事業者の所有者、 管理者又は占有者 町	1(1) 情報収集及び防災要員の確保 1(2) 応急措置及び通報 1(3) 情報の提供及び広報

	町	2(1) 被害状況の把握及び県への連絡 2(2) 応援の必要性等の県への連絡
第3節 高圧ガス大量貯蔵 所対策計画	事業所の所有者、 管理者又は占有者	1(1) 応急措置・通報等 1(2) 緊急措置の実施及び二次災害の防止 1(3) 地震防災体制の確立 1(4) 高圧ガス製造設備の運転停止 1(5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 1(6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策 1(7) 広報
	町	2(1) 被害状況の把握及び県への連絡 2(2) 応援の必要性等の県への連絡
第4節 毒物劇物取扱施設 対策計画	事業所の所有者、 管理者又は占有者	1(1) 応急措置・通報等 1(2) 被害の拡大防止及び周辺住民等への情報提供
	町	2(1) 被害状況の把握及び県への連絡 2(2) 応援の必要性等の県への連絡 2(3) 事故処理剤確保の県への要請 2(4) 周辺住民等への情報提供

第1節 消防活動

1 町における措置

- (1) 町は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。
- (2) 町は、災害事象に対応した防御活動を展開し、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

ア 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生の規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (ア) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震火災防御計画の推進

- (ア) 防御方針
 - a 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。

- b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
 - c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
 - d 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
 - e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
 - f 高層建築物、地下街、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
 - g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
 - h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。
- (イ) 重要対象物の指定
- 消防署長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。
- (ロ) 延焼阻止線
- 延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)
- (ハ) 避難場所・避難路
- 避難先は町決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難場所についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。
- (ニ) 消防活動計画図の作成
- 消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。
- (ホ) 部隊運用要領
- a 消防の組織
- (a) 消防部等の設置
- 大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、災害対策本部の消防対策部にて、災害の活動に専念する。
- (b) 消防団本部の設置
- 消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

- b 消防隊の部隊運用要領
 - (a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。
 - (b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御に当たる部隊運用を図る。
- (キ) 計画の検討・調整
 - 集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

2 消防団における措置

- (1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。
 - ア 出火防止
 - 発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。
 - イ 消火活動
 - 消防隊出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。
 - ウ 消防隊の応援
 - 消防隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。
 - エ 救助救急
 - 要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
 - オ 避難方向の指示
 - 避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。
- (2) 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

第2節 危険物施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 情報収集及び防災要員の確保
 - 事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

2 町における措置

(1) 町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

1 事業所の所有者、管理者または占有者における措置

(1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施するものとする。

(2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

(3) 地震防災体制の確立

ア 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。

イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

(4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

(5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(7) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

2 町における措置

(1) 町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第4節 毒物劇物取扱施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)の措置を実施するものとする。

(2) 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

2 町における措置

(1) 町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。

(4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。
- 津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
町	○救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動			
海部医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院	○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入			
指定医療機関 DMAT	○DMATの活動			

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	町	1(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 保健医療調整会議への参画 2 救護所の設置
	海部医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院	4(1) 保健医療調整会議への参画 4(2) 臨機応急な医療活動

	点精神科病院	4(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院） 4(4) 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入（災害拠点精神科病院）
	DMA T 指定医療 機関	5 DMA T の活動
第2節 防疫・保健衛生	町	防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

1 町における措置

- (1) 町は、救護所を設置し、必要に応じて海部医師会、海部郡歯科医師会、津島海部薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 町は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

2 救護所の設置

本部長は、次の場合に保健センターに救護所を設置する。

- (1) 医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- (2) 患者が多数で、医療機関だけでは対応しきれない場合
- (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と後方への搬送能力との問題から、医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

3 救護班の活動

- (1) 初期救急医療体制

初期医療活動は原則として救護班によって行い、1班あたりの構成は、救護班1班につき、医師1～3名、看護師2～3名、事務員等1～2名により編成する。

- (2) 救護班の出動

本部長は、救護班を出動させる必要があると認めるときは、医師会長に出動を要請し、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。ただし、急を要すると判断される場合は、要請を待たずに医師会に所属する各医師が自主的に出動する。

- (3) 救護班の携行資機材

救助期の救護班1班が、携行する救護資機材は外科用とする。活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえ検討し、整備しておくことを原則とする。

- (4) 救護班の応援要請

本部長は、町が設置する救護所では対応しきれないと判断される場合は、県に対して救護

班の派遣及び救護所の設置を要請する。また総務対策部は、町外から来援した救護班を適切に受け入れるとともに総括的に活動調整する。

(5) 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具については、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とするが、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請する。

4 海部医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 海部医師会、災害拠点病院（愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院）は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、海部医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、海部医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

5 DMA T 指定医療機関における措置

DMA T 指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（DMA T）は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

6 その他医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

7 救急搬送の実施

地震の発生により、救急搬送を要する多数の傷病者が発生した場合は、関係者と緊密な連絡のもと、迅速、適切な救急搬送活動を実施する。

- (1) 消防対策部は、事故等発生機関及び事故等発見者からの通報を受信したときは、直ちに救急隊を編成出動させ、傷病者の救急救護を行うとともに、迅速、的確に医療機関又は救護所に受け入れるための情報の収集と搬送にあたるものとする。

傷病者が多発している場合の救護所への搬送にあたっては、消防団、付近住民及び自主防災組織等への協力を求めて実施するものとする。

- (2) 救護所からの救急搬送要請については、容体により医療機関を選定するとともに、必要に応じて、医師の同乗により搬送するものとする。

救護所及び町内医療機関での傷病者の受け入れと処置対応が困難となり、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送することとする。

ヘリコプターの利用にあたっては、臨時ヘリポートまでの搬送計画を事前に検討する。

- (3) 消防の救急車両が手配できない場合は町、県、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (4) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びS C Uへ搬送する場合については、要請に基づ

き県、蟹江警察署、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。

- (5) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

8 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具については、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、町等は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、町等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。
- 圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。
- (3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。

9 医療品等の適正使用に関する活動

津島海部薬剤師会は、町、県、海部医師会及び蟹江町歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

10 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、災害が局地災害の場合は県が実施機関となる事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。また、災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

1 町における措置

- (1) 防疫組織

町は、県に準じて、町災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

- (2) 消毒方法

産業建設対策部は、被害の状況により、次の事項について消毒を実施するものとし、必要な消毒用薬剤等の備蓄、調達を行う。

- ア 家屋及び避難所の消毒
- イ トイレの消毒
- ウ ごみ収集場所の消毒
- エ 側溝の消毒

オ 患者輸送車両など

(3) 防疫活動

ア 民生対策部は、県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 臨時予防接種の実施

町は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

(5) 患者等に対する措置

救護班は被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに収容措置をとるものとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、県と調整して、近隣市町村に搬送するものとする。

(6) 報告

民生対策部は、保健所を通じて、被害状況、防疫活動状況を県に報告する。

(7) 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から民生部は、安心安全課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ 民生部は、安心安全課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

2 食品衛生指導

(1) 食中毒の防止

民生対策部は、保健所に対して、食品衛生監視員を物資集積拠点及び避難所に派遣するよう要請し、衛生状態の監視、指導を受け、改善を図る。また、避難所においては、食品の取扱状況や容器の消毒等について調査・指導を受け、改善を図る。

(2) 食中毒発生時の対応方法

保健所は、食中毒患者が発生した場合は、食品衛生監視員による所要の検査を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

3 栄養指導等

(1) 町及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努

めるものとする。

ア 保健所及び救護班は、相互に協力して、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

イ 保健所は、避難所生活が長期化する場合には、食事等について町に助言を行う。

ウ 保健所及び救護班は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位で栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

- (2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

4 健康管理

- (1) 町及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。
- (2) 応急仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、口腔ケア、健康教育等を実施する。
- (3) 保健所は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について、町に助言を行うとともに、各関係機関及び関係者との連携を図るため、調整を行う。
- (4) 巡回健康相談の実施にあたり、災害弱者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努める。
- (5) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

5 健康支援と心のケア

災害発生直後における精神科医療を確保すると同時に、災害がメンタルヘルスに与える長期的な影響を考慮して、これに対応できる体制を確保する。

災害発生直後に、既存の医療機関が対応できない場合には、保健所に対策を要請する。精神保健医療は、次の対策を実施する。

- (1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 町は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、町に情報提供と支援を行う。

- (2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実

させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

6 避難所の生活衛生管理

町及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

7 動物の保護

獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

8 応援協力関係

(1) 町は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 町は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

(3) 町は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

(4) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート¹の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確保する。
- 町、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
署 警察 蟹江	○交通規制等の実施			
事業者 鉄道	○応急復旧活動 ○応援要求			
町	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※) ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請			

※ 地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）により実施

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 道路交通規制等	蟹江警察署	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 大震災発生時の交通規制計画

		1(7) 交通情報の収集及び提供
第2節 道路施設対策	町	1(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 情報の提供
第3節 鉄道施設対策	東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	1(1) 対策本部・復旧本部の設置 1(2) 情報の収集・伝達・提供 1(3) 応急復旧活動の実施 1(4) 旅客の避難誘導 1(5) 自衛隊への救援要請
	近畿日本鉄道	3(1) 災害対策本部の設置 3(2) 緊急対応措置の実施 3(3) 応急復旧活動の実施
第4節 緊急輸送手段の確保	輸送機関（鉄道事業者、自動車運送事業者等）	1 災害輸送の実施
	町	2(1) 人員・物資等の輸送手段の確保 2(2) 他市町村・県への調達あっせん要請

第1節 道路交通規制等

1 蟹江警察署における措置

蟹江警察署は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の警察署の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 ・なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（大震災発生直後）	<p>緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。</p> <p>交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。</p> <p>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</p>	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	<p>第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</p>	

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車

両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする場合は、災害対策基本法施行規則別記様式第3※「緊急通行車両確認申出書」を県（海部方面本部）又は県公安委員会（蟹江警察署）の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、災害対策基本法施行規則別記様式第5※「緊急通行車両確認証明書」を、災害対策基本法施行規則別記様式第4※の標章とともに申出者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(7) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

※付属資料 9.19～9.21 参照

2 自動車運転者の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

- (3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
- ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - (イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

3 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 町における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
 - イ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
 - なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート of 道路啓開を他の道路に優先する。
 - また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
 - エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
 - オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。
- (3) 情報の提供
 - 緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3節 鉄道施設対策

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて町本部を設けるとともに、関係箇所への通報連絡を行って、速やかに応急対策を実施するよう、JR東海及び近畿日本鉄道に要請する。
応急対策活動は、鉄道事業者の事前計画に基づく。

1 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社における措置

大規模地震等が発生した場合、必要に応じて以下の措置を行うこととする。

- (1) 対策本部・復旧本部の設置及び非常参集要員の参集
- (2) 被災状況、運転状況等に関する情報の収集・伝達及び手段の確保
 - ア 関係行政機関等への発災後の状況報告
 - イ 報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供
 - ウ 旅客等への列車運行情報の提供
 - エ 地方防災会議、関係地方自治体への情報提供
- (3) 応急復旧活動の実施及び応急資機材の手配
- (4) 旅客の避難誘導
- (5) 自衛隊への救援要請

2 近畿日本鉄道における措置

- (1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

- (2) 緊急対応措置の実施

ア 乗務員関係

- (ア) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
 - (イ) 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
 - (ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
 - (エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

イ 駅関係

- (ア) 地震等による異状を認めたときは列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。
 - (イ) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。
 - (ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
 - (エ) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。
 - (オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。

ウ 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

- (3) 応急復旧活動の実施

- ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。
- イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

第4節 緊急輸送手段の確保

1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 町における措置

- (1) 町は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送を要請する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要事項

3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

4 緊急通行車両の確認

- (1) 町は、町が保有する緊急輸送を行う計画のある車両について、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。
- (2) 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合の緊急通行車両であることの確認については、第1節1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

第9章 浸水・津波対策

■ 基本方針

- 町、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の決壊、ダムの緊急放流等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「町水防計画」に準拠した上で実施する。
- 津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波災害に対する応急対策を講ずる。
- 水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
町	○河川の点検及び応急復旧	→		
	○情報の伝達	→		
	○避難指示(緊急)等の発令等	→		

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 浸水対策	町、県、関係機関	(1) 河川点検及び応急復旧 (2) 浸水対策資機材の確保 (3) 漏、溢水防止応急復旧活動
第2節 堤防の破堤による 浸水対策	町	1(1) 情報の伝達等 1(2) 避難指示(緊急)等の発令等

第1節 浸水対策

1 町、県（建設局、農林基盤局）及び関係機関における措置

(1) 点検及び応急復旧

- ア 地震、津波が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行うものとする。

イ 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われな
い場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整
え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

(2) 浸水対策資機材

ア 町は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備す
ると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

イ 県は、蟹江町の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援
するため水防資機材を確保するものとし、町長から要請があった場合には、状況を勘案し
て応急支援する。

(3) 漏、溢水防止応急復旧活動

ア 各管理者は、堤防、水門、樋門、ため池の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を
実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

イ 県は、町等から要請があった場合、可搬式ポンプの貸付けを行う。

第2節 堤防の破堤による浸水対策

1 町における措置

(1) 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等の町への伝達は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」
に定めるところにより行われるが、町はこれらに基づき、Jアラートと連動した町防災行政
無線(同報系無線)等の手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報
を行う。

(2) 避難情報の発令等

ア 町は、町地域防災計画に定めるところにより、町本部の設置等の措置を講ずる。

イ 町は、強い地震、又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを伴う地震を覚知
したときは、あらかじめ定められた計画に従い、町防災行政無線(同報系無線)等により避
難情報を発令する。

2 河川管理者の措置

河川の管理者は、強い地震、又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを伴う地震
を覚知したときは、水門及び閘門の閉鎖(工事中の場合は中断等)措置を講じる。

なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

3 その他の措置

その他の浸水災害に対する対策は、町、県及びその他の防災関係機関が、第1節「浸水対策」
のほか、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」、第5章「救出・救助対策」、第8章「交通の
確保・緊急輸送対策」などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
町	○避難所の開設・運営			
	○他市町村・県への応援要求			
	○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保			→
	○福祉避難所の設置			
	○外国人への情報提供			→
	○帰宅困難者に対する情報提供		→	
	○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施			
事業者等	○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ			
	○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の開設・運営	町	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 1(4) 避難所の運営 2 広域一時滞在に係る協議等
第2節 要配慮者支援対策	町	1(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1(5) 福祉避難所の設置等 1(6) 福祉サービスの継続支援 1(7) 県に対する広域的な応援要請 1(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
第3節 帰宅困難者対策	町、県	1(1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1(2)(3) 帰宅困難者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所等対策の実施
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制

第1節 避難所の開設・運営

1 町における措置

(1) 避難所の開設

本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設とし、民生対策部に避難所の開設を指示する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

ア 受け入れ対象者

- (ア) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (イ) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
- (ウ) 避難の指示等が発せられ、緊急避難の必要がある者

イ 避難所の開設方法

本部長の命を受けて、民生対策部は、開設が必要な避難所に町職員を派遣し各避難所を開設する。ただし、開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

- (ア) 避難所となる施設管理者に対して避難者の受け入れを要請する。
- (イ) 避難者が受け入れを求めた場合は、町本部からの要請がなくとも施設管理者が避難者を受け入れ町本部に町職員の派遣を要請する。

ウ 臨時の避難所認定

民生対策部は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。

ただし、指定された避難所に受け入れスペースがなく、他の施設を利用しなければならぬ場合や、指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合には、施設管理者の同意を得たうえで、町本部に連絡し、避難所としての認定を行うよう要請する。

この時、町役場庁舎及び消防庁舎は極力避ける。

エ 臨時の避難所の開設

臨時の避難所を開設するときは、民生対策部の要員が不足するため、他部からの応援、派遣職員又は施設管理者の協力による人員で避難所管理を行う。

開設後は、指定避難所と同等に扱う。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

町は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には町の職員等

を配置する。また、適切な運営管理を行うため、情報の伝達、飲料水及び食料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

町が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(ア) 避難所の管理責任者

避難所の管理責任者は本部長であり、管理には、町本部が派遣する職員があたる。

(イ) 施設管理者

施設管理者（学校長等）は、施設の避難所としての利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力するとともに、施設管理にあたる。

(ウ) 運営主体

避難所の運営は、町内会自主防災組織等を中心とした住民組織が避難所運営委員会を設立し、自主的な活動で運営されるように配慮する。

(エ) ボランティア

ボランティアは、管理責任者、自主防災組織役員及び自治会役員等と協議しながら避難所運営を補助する。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずること。

(ア) プライバシー保護

a 間仕切りの導入

民生対策部は、避難生活の長期化に対応して、避難者の世帯間を仕切る間仕切りを導入する等、避難者のプライバシー確保を図る。

b 被災者の情報収集

避難所に避難した住民の生活再建に向けた施策を展開するためにも個人情報収集する必要があり、避難所に滞在する住民は、これに協力するものとする。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方

の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「蟹江町避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「蟹江町避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

コ 在宅避難者等の支援拠点

町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

サ 車中泊避難を行うためのスペース

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

シ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

ス ペットの取扱

産業建設対策部は保健所と連携し、ペットの処置について獣医師及び動物愛護団体に協力を要請する。必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

セ 避難の長期化に伴う対応

避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (ア) プライバシーの確保状況
- (イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- (ウ) 洗濯等の頻度
- (エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
- (オ) 暑さ・寒さ対策の必要性
- (カ) 食料の確保、配食等の状況
- (キ) し尿及びごみの処理状況
- (ク) 避難者の健康状態
- (ケ) 指定避難所の衛生状態

ソ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

タ 感染症対策

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 広域一時滞在に係る協議等

町は、災害が発生し、被災した住民の、区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

1 町における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

町は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 町及び県における措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等
町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。
また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。
- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供
町及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。
- (3) その他帰宅困難者への広報
町及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。
- (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策
町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業所、学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
町	○水・食料・生活必需品等の供給 ○他市町村・県への応援要求			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 給水	町	1(1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1(2) 断水が生じた場合の措置 1(3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮 1(4) 取水及び浄水方法
第2節 食品の供給	町	1(1) 炊出しその他による食品の供給 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 米穀の原料調達
第3節 生活必需品の供給	町	1(1) 生活必需品の供給 1(2) 応援要請

第1節 給水

1 町における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2 応急給水

- (1) 実施主体は、町長であり、県はこれを応援する。
- (2) 町及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (4) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	概ね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	概ね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	概ね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量(約250)	概ね10m以内	仮配管から各給水共用栓

ア 目標量と応急給水の目標

応急給水は、施設の復旧に合わせ、段階的に増加させ、町民がより近い場所からより多くの水を得られるようにする。

イ 応急給水実施の優先順位

医療施設、避難所等の重要施設への給水は、災害発生直後から確保するものとし、更に、高齢者、障害者等の要配慮者利用施設には、優先的に給水車を配備する。

ウ 給水拠点の確保

給水拠点は、水道施設の被災状況に応じて、できる限り町民の身近で行い、その後の施設の復旧に伴い、給水拠点を増やしていく。

エ 町民への広報

広報車、広報紙、報道機関(テレビ、ラジオ、新聞)、自治会、自主防災組織等を通じて給水時間や場所、断水の解消見込み等の広報活動を行う。

なお、報道機関に対しては、全面的な協力を求め、定期的に情報を提供する。更に、外国人向けの情報伝達手段として、外国語でのラジオ放送や通訳、ボランティアによる災害情報の伝達を実施する。

3 応援体制

- (1) 町は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

- (3) 県は、被害状況により、必要があると認めるときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
- (4) 県の応援体制については「愛知県災害対策実施要綱」に定める事務分担による。
- (5) 県は、応急給水の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。
- (6) 県は、町への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。特に近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 食品の供給

1 町における措置

- (1) 炊き出しその他による食品の供給

町は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。

第1段階 乾パン、ビスケットなど

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者にたいしても物資等が提供されるよう努める。

- (2) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

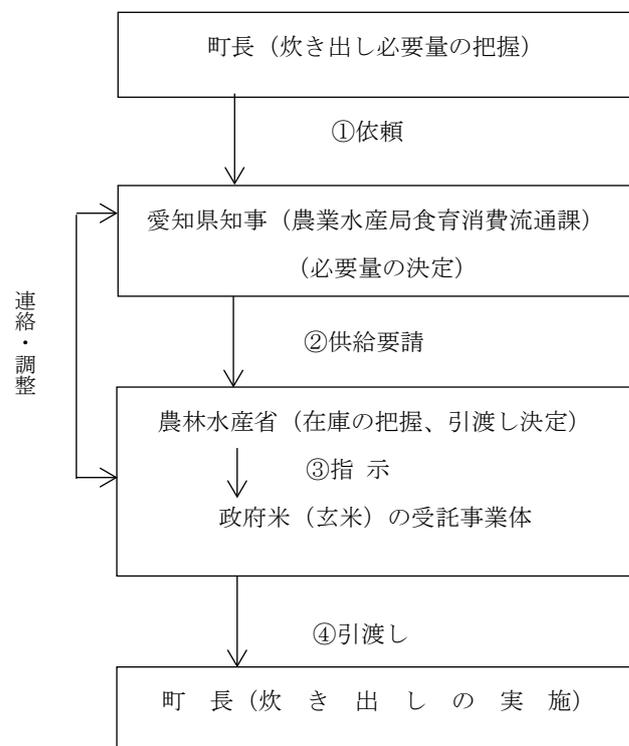
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

- (3) 米穀の原料調達

ア 町は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。

- イ 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。
- ウ 町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。
- エ 町は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



2 県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）における措置

- (1) 県は、被害状況の把握とともに、必要な食品の確保に努め、町の要請に応じて迅速に食品（米穀等の主食、飲料水（ペットボトル）、副食品、調味料等）を輸送する。

なお、町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、町に対する食品を確保し、輸送する。

- (2) 輸送する食品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん

イ 他の地方公共団体、国等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

1 町における措置

(1) 町は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）における措置

(1) 生活必需品の輸送

県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。

(2) 生活必需品の確保

輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国(中部経済産業局、自衛隊)等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

■ 基本方針

- 町は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の同様等により不測の次案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
蟹江警察署	○地域安全活動の強化	→	→	→
町	○環境汚染事故の把握	→	→	→
	○環境調査	→	→	→
	○人員・資機材等の応援依頼	→	→	→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 環境汚染防止対策	町、県	(1) 環境汚染事故の把握 (2) 環境調査 (3) 人員、機材等の応援依頼
第2節 地域安全対策	蟹江警察署	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 行方不明者発見・保護活動 1(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請
	町	2 警察の実施する地域安全活動に対する協力

第1節 環境汚染防止対策

1 町及び県における措置

- (1) 環境汚染事故の把握
関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- (2) 環境調査
被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。
- (3) 人員、機材等の応援依頼

必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。

第2節 地域安全対策

1 蟹江警察署における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 町における措置

町は、蟹江警察署の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第13章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
町	○遺体の捜索・収容	→		
	○遺体の処理及び一時保存	→		
	○遺体の埋火葬		→	
	○他市町村又は県への応援要求		→	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の捜索	町	1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（調査） 1(3) 応援要求
第2節 遺体の処理	町	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求
第3節 遺体の埋火葬	町	1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求

第1節 遺体の捜索

1 町における措置

- (1) 遺体の捜索
蟹江警察署と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。
- (2) 検視（調査）

ア 遺体を発見したときは、速やかに警察官に連絡し、検視（調査）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

イ 遺体発見の連絡により、民生対策部は、警察その他関係機関と協力して、遺体を遺体安置所に搬送する。この時、遺体には、発見現場、身元、遺族の有無等に関する情報を添付する。

ウ 警察署は、遺体安置所において検視を実施するとともに、医師による検案（医師による死因その他の医学的検査）を要請する。民生対策部は、検視及び検案を終えた遺体については、遺体調書を作成する。（⇒「付属資料 9.16 町様式 11 遺体調書」）

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

1 町における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

ア 遺体安置所

(ア) 遺体安置所は、蟹江町体育館分館（蟹江町大字蟹江新田字佐屋川東 46 番地）とする。

(イ) 民生及び産業建設対策部は、遺体安置所に相談窓口を設け、相談に応じる。

イ 資機材等の調達

(ア) 災害発生後、遺体の処理に必要なドライアイス、棺等の資機材を葬儀業者等から速やかに調達する。

(イ) 資機材等の調達が困難な場合は、県に斡旋を要請する。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元が確定した遺体については、遺体調書及び遺体処理台帳にその旨を記載して、必要な手続きのうえ、遺族等の身元引受人に引渡す。身元が明らかでない遺体については、警察官から検視調書を受け、行旅死亡人として民生対策部が処理する。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

1 町における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬

場の相互応援協力に関する協定」によるものとする。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第14章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
町	○応急復旧活動の実施 (上水道、工業用水、下水道) ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立			→
株式会社 中部電力 JERA	○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 ○危険防止措置の実施 ○応急復旧活動の実施 ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施		→	→
都市ガス協会 LPガス協会	○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施		→	→

西日本 NTT	○重要通信の確保及び通信の途絶の解消		
郵便業者	○郵便事業の継続		

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 電力施設対策	中部電力株式会社 株式会社 J E R A	1(1) 非常災害対策本部の設置 1(2) 情報の収集と伝達 1(3) 危険防止措置の実施 1(4) 応急復旧活動の実施 1(5) 要員、資機材等の確保 1(6) 広報活動の実施 1(7) 広域運営による応援 1(8) 電源車等の配備
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社 一般社団法人愛知県LPガス協会	1(1)・2(1) 災害対策本部の設置 1(2)・2(2) 情報の収集 1(3)・2(3) 緊急対応措置の実施 1(4)・2(4) 応援の要請 1(5)・2(5) 応急復旧活動の実施 1(6)・2(6) 広報活動の実施
第3節 上水道施設対策	町、県	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請 1(3) 応援・受援体制の確立
第4節 工業用水道施設対策	工業用水道事業者 (県)	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請 1(3) 受援体制の確立
第5節 下水道施設対策	下水道管理者(町、 県)	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請
第6節 通信施設の応急措置	町、県、防災関係 機関	1 専用通信施設の応急措置
第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
第8節 ライフライン施設の 応急復旧	町、県、ライフライン事業者	(1) 現地作業調整会議の開催

第1節 電力施設対策

1 中部電力株式会社、株式会社JERAにおける措置

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には各電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

a 火力設備

b 超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

a 人命にかかわる病院

b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時における PR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、Web サイト等の広報機関その他を通じて PR する。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（株式会社 J E R A、関西電力株式会社及び電源開発株式会社を除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第2節 ガス施設対策

災害が発生した場合は、各ガス会社において定められた計画に従い、対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

復旧にあたっては、人命にかかわる箇所及び救助・救急活動の拠点となる場所（町本部、避難所、病院等）を優先するなど、各施設の被害状況及び復旧の難易度を勘案して、復旧効果の高いものから行う。

1 東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

（震度5以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼び出しを待たずに自動出社する。）

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計の S I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

- イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未滿を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。
- (ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
 - (イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合
- (4) 応援の要請
被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。
- (5) 応急復旧活動の実施
供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。
- ア 需要家の閉栓の確認
 - イ 導管の被害箇所の調査及び修理
 - ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
 - エ 需要家の開栓、試点火
- なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。
- また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。
- (6) 広報活動の実施
ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県L Pガス協会における措置

- (1) 災害対策本部の設置
震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県L Pガス協会内に災害対策本部を設置する。
- 必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。
- (2) 情報の収集
県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。
- (3) 緊急対応措置の実施
愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。
- (4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

1 水道事業者（町及び企業庁）、県（建設局）における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

- (ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- (イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。
- (ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

- ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。
- イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
- ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水

道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

第4節 工業用水道施設対策

1 工業用水道事業者（県（企業庁））における措置

(1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、二次災害の発生箇所もしくは発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

(2) 応援の要請

被災時において、県内の関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業者の間で締結されている「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の事業体に応援の要請にあたる。また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続きの特例措置等を要請する。

(3) 受援体制の確立

他府県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第5節 下水道施設対策

1 下水道管理者（町及び県）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(2) 応援の要請

災害が発生した場合において、本町の体制では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、県、他市町村、関連機関、建設業組合及び指定配水設備工事店等への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。

第6節 通信施設の応急措置

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するため、通信事業者は、電気通信施設等の災害応急対策を実施する。

1 町、県（防災安全局、総務局）及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、町、県、蟹江警察署、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用

ア 県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。

イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害モードへの切替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

第7節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものと

する。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

町、県及びライフライン事業者等における措置及び海路・空路の活用

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、県、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第15章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。
- 町は平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 ○判定活動の実施			
	《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 → 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○応援協力の要請		○一時入居の開始	
町	《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請			○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理
	《住宅の応急修理》 《障害物の除去》	○障害物の除去		○応急修理の実施の補助
都市再生機構 住宅供給公社	《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保			○相談窓口の開設

○一時入居の開始

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被災建築物応急危険 度判定及び被災宅地 危険度判定	町	1(1) 実施本部の設置 1(2) 判定活動の実施 1(3) 判定活動の広報 1(4) 判定活動の調整 1(5) 立入禁止等の措置
第2節 被災住宅等の調査	町	1 被災住宅等の調査
第3節 公共賃貸住宅等への 一時入居	町、県、地方住宅供 給公社、都市再生 機構	1(1) 提供する住宅の選定・確保 1(2) 相談窓口の開設 1(3) 一時入居の終了 1(4) 使用料等の軽減措置 1(5) 応援協力の要請
第4節 応急仮設住宅の設置 及び管理運営	町	1(1) 応援協力の要請 1(2) 建設用地の確保 1(3) 被災者の入居及び管理運営 1(4) ケア付き仮設住宅の設置検討 1(5) 設置戸数引上げ等の要請
第5節 住宅の応急修理	町	1 応急修理に関する補助事務
第6節 障害物の除去	町	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

1 町における措置

産業建設対策部が地震発生直後に実施する。

建築物の応急危険度判定の実施にあたっては、県にあらかじめ登録された応急危険度判定士の派遣要請を行う。

(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

町の区域で被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するに当たり、町本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。産業建設対策部は、その設置を含めて実施本部に関する業務を統括する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、

住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

ア 町本部は、地震発生直後の概括的被害情報等に基づき、被災建築物の応急危険度判定実施の必要性の検討を行う。

イ 町本部が被災建築物の応急危険度判定を実施する必要があると判断したときは、本部長は県に対し応急危険度判定士（応急危険度判定が可能な建築技術者）の派遣の要請を行う。

ウ 産業建設対策部は、判定活動に関わる調整を実施する。

(3) 判定調査の広報

政策推進対策部は、判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、町民に理解を得るための広報を行う。

ア 町民への広報

イ マスコミへの広報

(4) 判定活動の調整

産業建設対策部は、判定を実施するにあたり、以下についての調整を行う。

ア 集合場所の予定

イ 判定士の受付方法（名簿作成に関わる記入表の準備）

ウ 応急危険度判定士への説明（誰が、何処でするのか）

エ 現場への移動方法（自動車、バイク、自転車、徒歩）

オ 応急危険度判定調査中の連絡手段確保（携帯電話、無線等）

カ 応急危険度判定結果の報告（誰に報告するのか）

キ 応急危険度判定結果の集計（地図情報システムへの集約）

ク 宿泊場所の確保

(5) 立入禁止等の措置

判定結果に基づき立入りが危険と判断された建築物に関しては、標識を設置し、立入禁止等の措置をとる。

また、危険な建築物等については、民間業者に委託して二次災害防止の措置をとる。

第2節 被災住宅等の調査

1 町における措置

町は地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

(1) 住家の被害状況

(2) 被災地における住民の動向

(3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

(4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 町、県（建築局）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

町、県及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空き家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 他の都道府県への応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 町における措置

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

設置戸数の決定にあたっては、災害救助法の設置基準によるほか、避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める必要がある。

住宅は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮するとともに、福祉や医療サービスが必要な一人暮らし高齢者や障害者等へのサービスを提供できる体制とする。

(1) 応援協力の要請

町は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

(2) 建設用地の確保

町は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 被災者の入居及び管理運営

町は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

入居者の基準は、以下に示すとおりであるが、阪神・淡路大震災においては、災害の規模が大きく、経済的な基準は適用されていない。このような例外的な措置を必要とする場合には、県と協議する。

- (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町にあっては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

抽選等の方法により決定することのないよう注意する。

入居にあたっては、入居のための選考について、町本部において検討し、これに基づいて選考調査を行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

(7) 選定方法

- a 入居資格の確定
- b 優先順位、割合の決定
- c 常設の相談窓口の設置
- d さらに、応募に関する広報活動を実施した上、抽選、審査を行い、契約を行う。
(その後、鍵を渡す)
- e ただし、高齢者、障害者向け仮設住宅については、個別に受け付ける。

ウ 管理運営

(7) 応急仮設住宅の管理運営については、町にあっては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入りに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。特定非常災害の場合は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）」による存続期間の特例が定められている。

なお、供用期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

(4) ケア付き仮設住宅の設置検討

日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある高齢者等に対し、介護員及び看護師を常駐させたケア付きの仮設住宅について、設置を検討する。

(5) 設置戸数引上げ等の要請

災害の状況等やむを得ない事情により設置戸数の引き上げ、供与期間の延長、着工時期の延長等が必要となる場合は、知事に要請する。

2 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県及び救助実施市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、町が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 町における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

2 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。
なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、町が行う。

第6節 障害物の除去

1 町における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

産業建設対策部は、住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第16章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市町村教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
町	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保	○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 (町立学校) ○学用品の支給	○応援の要求

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 津波警報等の伝達、 臨時休業及び避難等 の措置	町、県	1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等
第2節 教育施設及び教職員 の確保	町、県	1(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 1(2) 教職員の確保
	町	2 他市町村・教育委員会に対する応援要求
第3節 応急な教育活動につ いての広報	町、県、国立・私立 各学校等管理者	1 広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等の 給与	町	1(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 1(2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 町及び県における措置

- (1) 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者等と協議の上、実態に即した具体的な避難計画を定め、児童生徒等、保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 町立学校

津波警報等は、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」に基づき町に対して伝達されるので、町教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

災害の発生が予想される場合は、町教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、町教育委員会と協議し、町教育委員会があるあらかじめ定めた基準によるものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

町から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 町及び県における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、教室に不足が生じたときは、特別教室を転用する等の措置をとり、通学・通園の危険のなくなったときは、直ちに授業を開始できる体制をつくる。

イ 被害が相当に大きい校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

被害が著しく、応急修理では教室等の使用ができないときは、一時、学校を閉鎖し、安全を確保する。

また、町内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 運動場が被災した場合

運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了を待って復旧する。

オ 机・椅子等が使用困難な場合

破損、冠水等によって使用不能となった児童・生徒用の机、椅子は、早急に補修する。

カ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

キ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イ、ウ及びカの場合に準ずるものとする。また、避難所としては、体育館を中心として使用するものとするが、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について町と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 町における措置

町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

1 町、県（教育委員会）及び国立私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 町における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

町は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した町立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

町は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 復興計画等の策定	町	1(1) 町復興計画の策定
第2節 職員の派遣要請	町	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他の普通地方公共団体職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求

第1節 復興計画等の策定

1 町における措置

(1) 町復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする町は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、町復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

1 町における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

町長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

町長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、

あつせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員
の派遣について、あつせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 公共施設災害復旧事業	各施設管理者	1 施設の災害復旧実施
第2節 激甚災害の指定	町	1(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力 1(2) 指定後の関係調書等の提出
第3節 暴力団等への対策	蟹江警察署	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等
	町、県	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除

第1節 公共施設災害復旧事業

公共施設の復旧は、原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として更に関連事業を積極的に取り入れて施行するものとする。

従って、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実情を考慮して、被害の原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、できるだけ早く完了するよう施行の促進を図るものとする。

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業
 - エ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

- (1) 法律
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ウ 公営住宅法
 - エ 土地区画整理法
 - オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - キ 予防接種法
 - ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 - ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (2) 要綱等
 - ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の $\frac{2}{3}$ 又は $\frac{4}{5}$ を国庫補助する。
 - イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の $\frac{2}{3}$ 又は $\frac{1}{2}$ を国庫補助する。

第2節 激甚災害の指定

1 町における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力
町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (2) 指定後の関係調書等の提出
町長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の関係局に提出する。

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 蟹江警察署における措置

(1) 暴力団等の動向把握

暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、暴力団等の動向把握を徹底する。

(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による被災地における不法行為の徹底した取締りと、関係機関、業界団体等が連携し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入することを防止するための取組を推進する。

2 町及び県における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物等処理対策

■ 基本方針

- 町及び県は、被災状況に即した災害廃棄物等の処理を迅速に実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 災害廃棄物等処理対策	町	1(1) 災害廃棄物等処理実行計画の策定 1(2) 災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理 1(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 1(4) 周辺市町村及び県への応援要請

第1節 災害廃棄物等処理対策

1 町における措置

町は、被害状況を的確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

(1) 災害廃棄物等処理実行計画の策定

町は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理

ア 町は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破砕処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

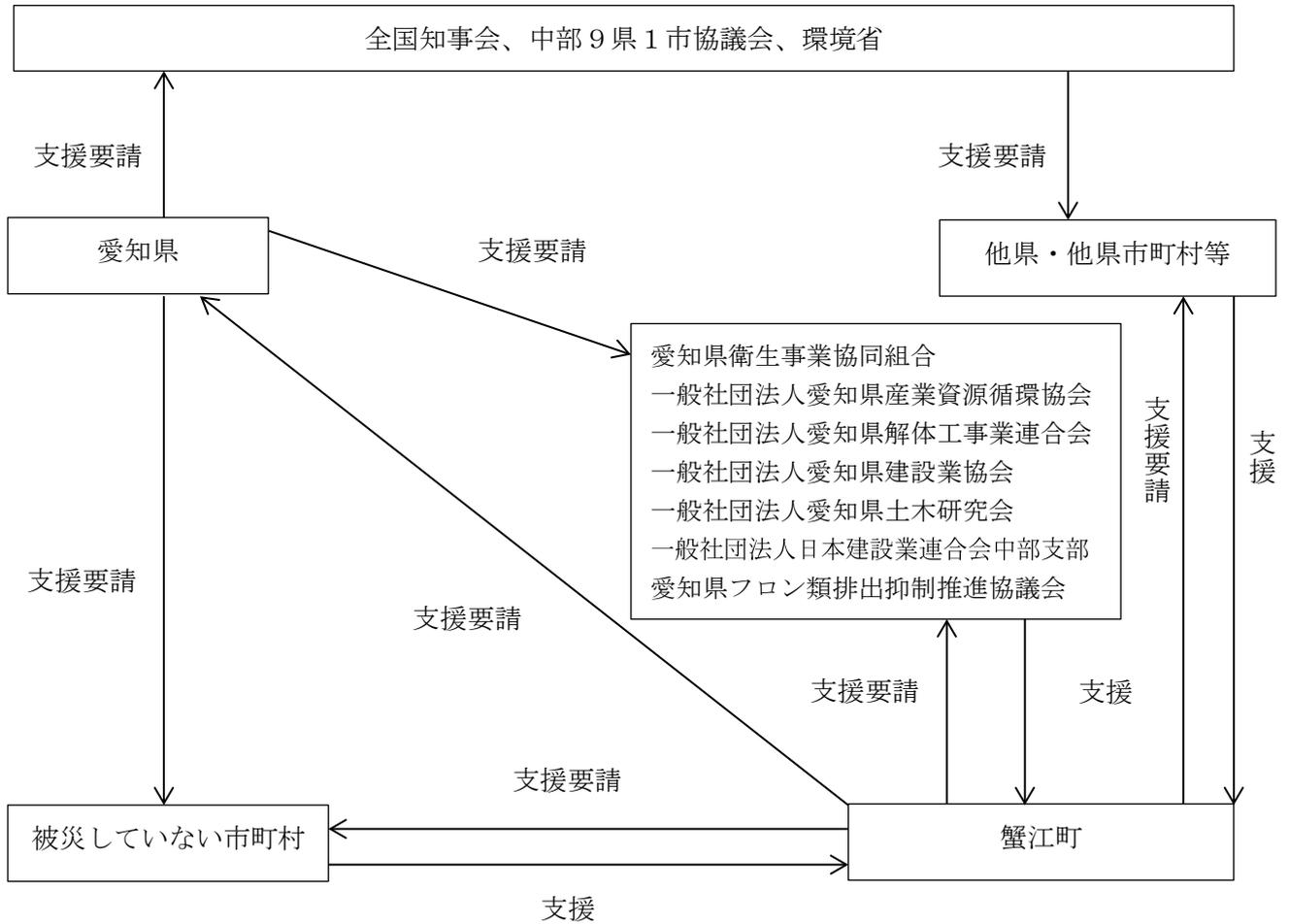
(4) 周辺市町村及び県への応援要請

町及び県は、大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の

一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

町は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



第4章 震災復興都市計画の決定手続き

■ 基本方針

○ 町及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。(手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 第一次建築制限	町	1(1) 市街地の被災状況把握 1(2) 建築基準法第84条の区域(案)の作成及び県への申出 1(3) 町都市復興基本方針の策定と公表
第2節 第二次建築制限	町	1 都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定
第3節 復興都市計画事業の 都市計画決定	町	1 都市復興基本計画の策定と公表 2 復興都市計画事業の都市計画決定

第1節 第一次建築制限

1 町における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。
- (3) 町は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たってのたまかな方向性を示した基本方針を公表する。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表

町及び県は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画(骨子案)を策定する。県都市復興基本計画(骨子案)は、都市復興基本計画(骨子案)に先立ち、策定と公表をする。

基本計画(骨子案)は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、町は被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間(災害の発生した日から最長2年以内の日まで)、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

町及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画(都市復興マスタープラン)を策定・公表する。

町は都市復興基本計画(骨子案)の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する町基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

町は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか(被災後6ヶ月を目途)に行うこととする。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

■ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 罹災証明書の交付	町	1 罹災証明書の交付
第2節 被災者台帳の作成及び 災害ケースマネジメントの実施	町	2(1) 被災者台帳の作成 2(2) 災害ケースマネジメントの実施
第3節 被災者への支援金等の 支給、税の減免等	町	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金の支給 1(3) 町税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給
第4節 住宅等対策	町	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置

第1節 罹災証明書の交付

1 町における措置

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 県（防災安全局、福祉局、保健医療局）における措置

(1) 市町村への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市町村の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

2 町における措置

(1) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

町は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 町における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による場合

町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない場合

町は、蟹江町被災者生活再建支援金支給要綱に基づく支給申請書を受け付ける。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国 2/4、県 1/4、市町村 1/4)

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国 2/3、県 1/3)

(3) 町税等の減免等

町は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

2 中部管区行政評価局における措置

中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

町は、相談窓口の設置、町民への広報等について協力する。

3 義援金の募集及び配分

(1) 義援金募集委員会の設置

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、町、県、被災市町村、関係防災機関、放送局等が共同し、あるいは協力して義援金募集委員会を設置する。

なお、本町単独で行う場合でも、町本部に募集委員会を設置する。

(2) 義援金募集委員会における決定事項

義援金募集委員会においては、次の事項について協議、決定するものとする。

ア 募集方法及び配分方法

イ 被災者等に対する伝達方法

ウ 義援金の収納額及びその用途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

なお、義援金募集委員会の運営に関しては、以下の点に留意する。

エ 義援金募集委員会に県が参加した場合には、県に義援金の募集、配分に関する庶務を行うよう要請する。

オ 関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務経費の負担について、その都度協議するものとする。

カ 寄託者が配分先や用途を限定した義援金を受け付けた機関は、当該機関の責任において処理するものとする。

(3) 受入れ

出納対策部は、義援金の受入窓口を開設するとともに銀行に口座を設け、受入業務を行う。又、義援金の寄託者に受領書を発行し、当該現金を受け入れる。

(4) 配分

- ア 義援金の配分は、義援金募集委員会及び町本部の指示に基づいて民生対策部が行う。
- イ 民生対策部は、庁内に臨時窓口を設け、定められた方針、所定の手続きを経て被災者に配分する。
- ウ 民生対策部は、被災者に対する配分についての広報を行う。

4 義援物資の募集及び配分

(1) 義援物資の募集

- ア 本部員会議は、義援物資の受入れについて決定し、出納対策部に募集の呼び掛けを指示する。
- イ 民生対策部は、避難所等において不足している物資のリストを作成し、本部員会議に提出する。
- ウ 総務対策部は、報道機関等に対し義援物資募集の報道を依頼する。
- エ 総務対策部は、県等の関係機関に電話、FAX 又は衛星通信を利用して、義援物資の要請を行う。

(2) 義援物資の受入れ

- 総務対策部は、町内に義援物資の受け付け場所を開設し、運営を行う。
- 総務対策部は、災害ボランティアセンターに義援物資受け付け、仕分け作業のための協力を要請する。
- 総務対策部は、仕分け作業により、物資の内容、数量等を整理する。
- 電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は、次の要請を行う。
- ア 救援物資には、物資名、数量を表示すること。
- イ 複数の品目を混載しないこと。
- ウ 近隣で協力者がある場合は、連携して小口の救援物資を避けること。
- エ 可能であれば義援金が望ましいこと。

(3) 義援物資の配分

- ア 避難所の管理責任者は、被災者の要望を把握し、出納対策部に報告するとともに、避難生活者、高齢者等の要配慮者、在宅の生活困難者に優先して配分できるようにする。
- イ 民生対策部は、被災者に対して配分に関する広報を行う。
- ウ 義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

5 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

6 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて、貸付ける。

第4節 住宅等対策

1 町における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、町は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

■ 基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 商工業の再建支援	町	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
第2節 農林水産業の再建支援	町	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧

第1節 商工業の再建支援

1 町における措置

- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 町における措置

- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

- (2) 金融支援等

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

- (3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	町、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	町、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	町、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

町は、安心安全課による警戒態勢をとり、情報収集に努める。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」を参照。）

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

町長は、町災害対策本部（第2非常配備）を設置する。各対策部の体制は町本部により決定し、必要に応じてその体制を変更する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

町及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

町及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固

定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

蟹江町は町全域が津波災害警戒区域に指定されている。また、ほぼ町全域が液状化の可能性が非常に高く、最大想定として堤防の崩壊による浸水のため30分以内に30cmの浸水深となる地域が町全域の29%を占める。



（参考：第2編第9章第2節「図 地震後30分で歩行避難が困難となる浸水深30cmとなる区域」）

この地域を避難困難地域として事前避難対象地域とし、国からの指示が発せられた場合には、事前避難対象地域外へ、可能であれば浸水想定区域外へ避難指示等により事前の避難を促す。

また、事前避難対象地域外の住民に対しては、日頃からの地震の備えの再認識、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。

自宅等に留まる場合には、建物の耐震、屋内の家具固定、基準水位の確認等により屋内安全確保等の防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人・親類宅、一般宿泊施設等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい町民に対しては、町が避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて事前に町民に理解を得よう努める。（第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」参照。）

5 消防機関等の活動

(1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は町が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ 水門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、町が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

町は、第1非常配備とし、安心安全課による情報収集を行う。状況に応じた第1非常配備とする。状況に応じて、災害対策本部を設置し本部会議を開催、又は、災害対策本部員による打ち合わせ会議を開催する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

町及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

町及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係する事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第1章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

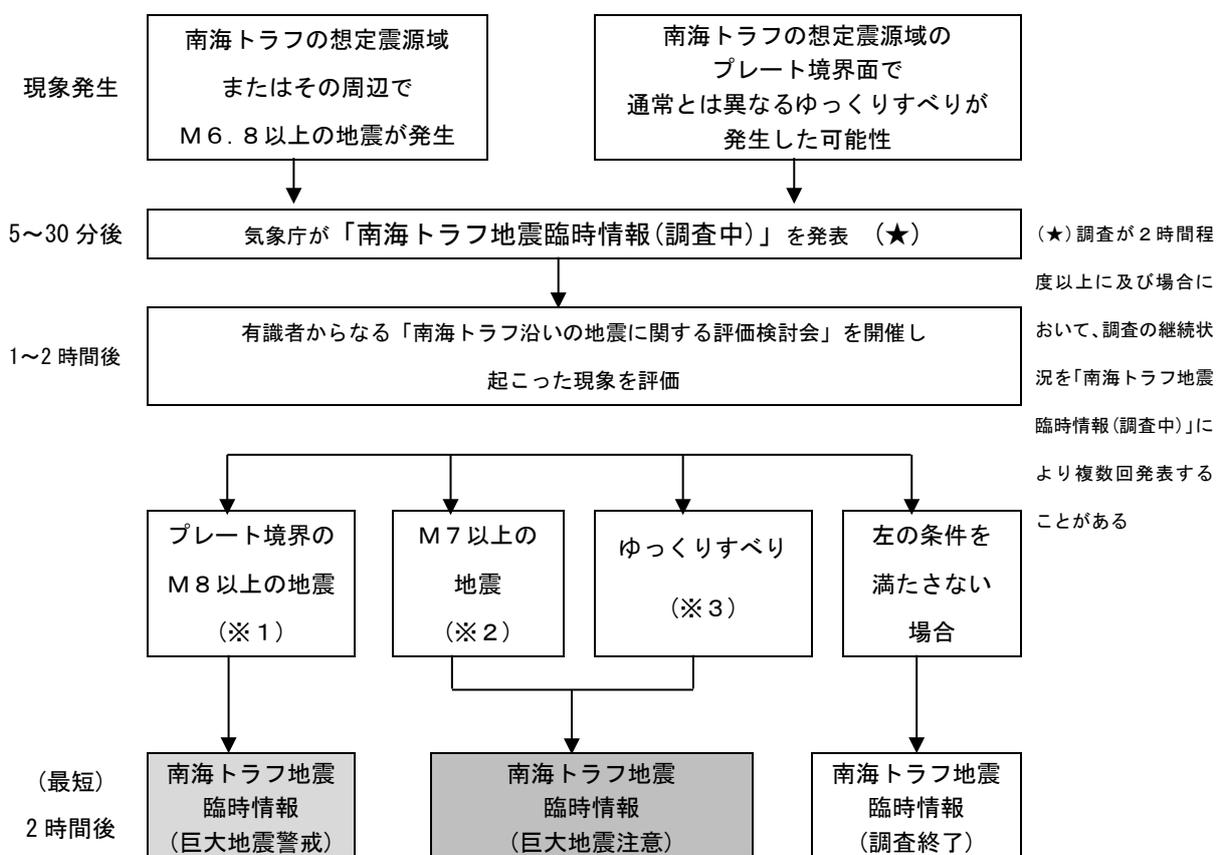
「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※内閣「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。